2025年度パンフレット
1年間保管

HAPPY LIFE 2025

保障期間：2025年7月1日から1年間

ハッピーライフの特色

日本トップクラスの割引率最大約65%適用

持病があっても加入できる保障がたくさん！

幅広い保障ラインアップ

定年退職後も同じ割引率で継続できる

申込み・保険金請求が簡単

■ 新規・継続加入をご検討の皆さまへ

ご加入前に豊通保険パートナーズHPに記載の「重要事項説明書」にて保険金のお支払事由、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項を必ずご確認いただくようお願いします。
下記URLまたは右記二次元コードからご確認いただけます。
https://www.tip-net.com/hl_lp_tmc/library/

「重要事項説明書」はダウンロードのうえ、ご加入者様ご自身の端末に保存または印刷してください

トヨタ自動車グループ

＜目次＞

制度の概要 …… P1
保障ラインアップ …… P2
2025年度の改定点 …… P2
加入モデルプラン …… P3～6
各保障の内容・保険料 …… P7～22
Q&A …… P23～24
保険料改定 …… P25～26
定年退職（再雇用満了）後の保障 …… P27～28
生命保険料控除について …… P29～31
がん保障（終身型）のご契約後のサービスについて …… P32
重要事項のご説明 …… P33～40

制度の概要

加入資格

トヨタ自動車グループの役員、社員、職員、嘱託 およびその配偶者、こども、同居の親族（一部保障を除く）

※本人が死亡や自己都合退職などで脱退された場合は家族も同時に脱退となります。詳しくは代理店・扱者までお問合せください

保障期間

死亡（高度障害）保障	2025年7月1日～2026年6月30日
がん保障（終身型）	2025年9月25日～終身 （新規加入および増口分）
上記以外	2025年7月1日（午後4時）～2026年7月1日（午後4時）

中途変更

＜変更要件＞
①加入・増額
②豊通保険パートナーズの保険相談（セミナー含む）を受けた方の内容変更
③死亡保険金受取人の変更※1
④死亡・離婚による家族の解約（脱退）
⑤全部解約（脱退）

毎月4日締切※2→翌月1日より変更
最短、8月1日から保障が開始されます。
（一部募集停止期間及び変更内容によっては受付ができない期間があります。）
詳細は、中途変更ご案内ツールをご確認ください。

（※1死亡保険金受取人の変更は上記と異なります。詳細は、【別紙】重要事項説明書P2「⑤効力発生日および保険期間」をご確認ください。
※2締切日が土日またはトヨタカレンダーの休業日の場合は前倒しとなります。）

保険料

保険料は7月給与より毎月控除します。（12回払）

割引率について

		医療保障、通院保障、通院・ケガ後遺症保障、がん保障（K型）	高度医療保障	がん保障（R型）	自宅療養保障	介護保障	両親介護保障	ケガ後遺症保障、賠償責任保障	アクティブ保障
団体割引		30%							
優良割引	病気部分	35%	35%	45%	—	—	5%割増	—	—
	ケガ部分	45%	—	—	45%	—	—	45%	45%
大口契約割引	傷害基本部分のみ	10%	—	—	—	—	10%	10%	10%

保障ラインアップ

ハッピーライフは各自のライフスタイルに合わせて
自由に組み合わせることができる制度です※。
皆さんとご家族が、幸せな生活を過ごすための
パートナーとしてご活用ください。

※高度医療保障、自宅療養保障につきましては、必ず
医療保障とセットでご加入いただく必要があります。

1 死亡（高度障害）保障

万一、亡くなられた場合、または所定の高度障害状態となられた場合に備える保障

- 死亡（高度障害）保障

2 病気・ケガの保障

病気やケガでの治療費用や就業不能による収入減少に備える保障

- 医療保障
- 高度医療保障
- 自宅療養保障
- 通院保障
- ケガ後遺症保障

3 4 がんの保障

がんの治療を重点的に備える保障

- がん保障 1年更新型
- がん保障 終身型

5 6 介護の保障

所定の要介護状態になった際に年金や一時金をお支払いする保障

- 介護保障
- 両親介護保障

7 身の回りの事故の保障

日常生活の身近なリスクに備える保障

- 賠償責任保障
- アクティブ保障

【2025年度の改定点】

一部保障の保険料変更がございます。詳細はP25～26をご確認ください。

年代・家族構成別の加入モデルプラン

1 入社～独身時代

独身の私たちは特にケガや病気への備えが重要ね。
扶養家族はいないので死亡（高度障害）保障は低めでOK。
「もしも」のときはいつ起きるか分からないから、
これからも継続して加入することが大切だね。

A子さん（23才）
独身

◎そんなA子さんにおすすめのプランはこちら!

保障コース			保障内容		月払保険料
死亡（高度障害）保障				500 万円	150円
医療保障	入院（病気・ケガ）		2型	5,000 円/日	810円
	生活習慣病の場合			+2,000 円/日	
	手術	（病気）		20・5・10 倍（※1）	
		（ケガ）		10・5 倍（※2）	
高度医療保障			3,000万円限度		70円
自宅療養保障			1型	2,000 円/日	470円
通院保障			4型	1,000 円/日	140円
ケガ後遺症保障			4型	最高 4,000 万円	790円
賠償責任保障			無制限（海外での事故は1億円限度）		80円
がん保障・1年更新型			P15ご参照（R型）		90円
がん保障・終身型			P16ご参照		P16ご参照
合計月払保険料					2,600 円

ワンポイントアドバイス

- 独身のうちは、高額の死亡（高度障害）保障は必要ないでしょう。
- 医療保障は、生活習慣の変化・ストレスの増加などにより体調を崩したときへの備えを考え、健康なうちに加入しておきましょう。
- レジャーの事故や、スポーツ中のケガが多いのもこの年代の特徴です。
ケガの通院への備えも大事です。

2 結婚したら

結婚は大事な保障見直しのタイミング。
妻のためにも死亡（高度障害）保障は増額して、ケガや病気への
備えもしっかりとしたものにしないといけないな。
妻も一緒にハッピーライフに加入できるから、忘れずに加入しておこう。

B男さん（30才）
妻 28才／こども なし

◎そんなB男さんにおすすめのプランはこちら!

保障コース			保障内容		月払保険料
死亡（高度障害）保障				2,000 万円	800円
医療保障	入院（病気・ケガ）		4型	10,000 円/日	1,630円
	生活習慣病の場合			+5,000 円/日	
	手術	（病気）		20・5・10 倍（※1）	
		（ケガ）		10・5 倍（※2）	
高度医療保障			3,000万円限度		70円
自宅療養保障			1型	2,000 円/日	470円
通院保障			5型	2,000 円/日	290円
ケガ後遺症保障			5型	最高 5,000 万円	990円
賠償責任保障			無制限（海外での事故は1億円限度）		80円
がん保障・1年更新型			P15ご参照（K型）		200円
がん保障・終身型			P16ご参照		P16ご参照
合計月払保険料					4,530 円

ワンポイントアドバイス

- 結婚して扶養家族が増えたら死亡（高度障害）保障を増額しておきましょう。
- 医療保障には健康なうちに加入しておきましょう。
また、奥さまの医療保障も準備が必要です。

奥さまへのおすすめプラン

死亡（高度障害）保障	600万円
医療保障	5型
高度医療保障	加入
通院・ケガ後遺症保障	3型
合計月払保険料	2,860円

（※1）入院中の場合：疾病入院保険金日額の20倍、入院中以外の場合：疾病入院保険金日額の5倍、放射線治療の場合：疾病入院保険金日額の10倍
（※2）入院中の場合：入院保険金日額の10倍、入院中以外の場合：入院保険金日額の5倍

3 家族が増えたら

「もしも」のとき、家族の生活費やこどもの教育費などをまかなえるだけの死亡（高度障害）保障の保障額が必要なんだ。
家計がひっ迫しないよう、ケガや病気、介護への備えも見直しておこうかな。
住宅ローンの返済も重なるからね。

C男さん（35才）
妻 33才／
長男 4才／長女 2才

◎そんなC男さんにおすすめのプランはこちら!

ご本人の保障

保障コース			保障内容		月払保険料
死亡（高度障害）保障				5,000 万円	2,000円
医療保障	入院（病気・ケガ）		4型	10,000 円/日	1,630円
	生活習慣病の場合			+5,000 円/日	
	手　術	（病気）		20・5・10 倍（※1）	
		（ケガ）		10・5 倍（※2）	
高度医療保障			3,000万円限度		70円
自宅療養保障			2型	3,000 円/日	700円
通院保障			5型	2,000 円/日	290円
ケガ後遺症保障			6型	最高 7,000 万円	1,380円
賠償責任保障			無制限（海外での事故は1億円限度）		80円
介護保障			3型		30円
がん保障・1年更新型			P15ご参照（K型）		300円
がん保障・終身型			P16ご参照		P16ご参照
合計月払保険料					6,480 円

ワンポイントアドバイス

- 最も責任が重い時期です。ご家族の生活費やお子さまの教育費用などを考えておく必要があります。不幸にしてお亡くなりになった方のなかには十分な保障額に加入していないため、ご遺族の生活が不安定になるケースがあります。大切なご家族のことを考え、十分な保障額に加入しましょう。
- 病気やケガで入院した場合、かかる費用は入院費だけではありません。入院によって家計が打撃を受けないよう、医療保障を増額させましょう。
- ご本人だけではなく、お子さまの自転車等による事故も考え、賠償事故への備えをしましょう。
- 公的介護保険は40才未満は対象外です。一家の大黒柱が要介護状態になると収入が途絶える上に介護費用が必要となり家計に大きな影響があります。介護保障の加入を検討しましょう。

奥さまの保障

保障コース			保障内容		月払保険料
死亡（高度障害）保障				1,000 万円	300円
医療保障	入院（病気・ケガ）		5型	10,000 円/日	1,610円
	生活習慣病の場合			+5,000 円/日	
	手　術	（病気）		20・5・10 倍（※1）	
		（ケガ）		10・5 倍（※2）	
高度医療保障			3,000万円限度		70円
通院・ケガ後遺症保障	通院		5型	2,000 円/日	740円
	ケガ後遺症			最高 1,500 万円	
がん保障・1年更新型			P15ご参照（R型）		260円
がん保障・終身型			P16ご参照		P16ご参照
合計月払保険料					2,980 円

ワンポイントアドバイス

- 幼児がいる場合、葬儀代等に加え、お子さまの託児費用、家事代行費用等にも備えておきましょう。
- 万一の病気やケガの際、かかる費用はご本人もご家族も同じです。奥さまが入院された場合に利用される外食やホームヘルパー等の費用も考え、安心できる保障を確保しましょう。

お子さまの保障

保障コース			保障内容		月払保険料
死亡（高度障害）保障				400 万円	120円
医療保障	入院（病気・ケガ）		3型	5,000 円/日	790円
	生活習慣病の場合			+2,000 円/日	
	手　術	（病気）		20・5・10 倍（※1）	
		（ケガ）		10・5 倍（※2）	
高度医療保障			3,000万円限度		70円
通院・ケガ後遺症保障	通院		1型	1,000 円/日	370円
	ケガ後遺症			最高 1,000 万円	
合計月払保険料（＊）					1,350 円

ワンポイントアドバイス

各自治体のこどもの医療費に関する制度を確認しましょう。差額ベッド代や食費等は助成制度の対象外の場合が多いので、病気やケガに対する保障を用意しておきましょう。

（＊）合計月払保険料は、お子さまひとり分の金額です。

（※1）入院中の場合：疾病入院保険金日額の20倍、入院中以外の場合：疾病入院保険金日額の5倍、放射線治療の場合：疾病入院保険金日額の10倍
（※2）入院中の場合：入院保険金日額の10倍、入院中以外の場合：入院保険金日額の5倍

4 こどもの成長とともに

こどもは大きくなってきたけど、まだまだ家族の生活費や教育費などへの備えが必要だから死亡(高度障害)保障や医療保障に十分な保障額で加入していないとね。自宅療養保障も収入に応じてちゃんと見直さないとなぁ。
そろそろ親の介護のことも心配だし、両親介護保障にも加入しておこうかな。

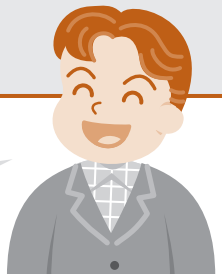

D男さん(45才)
妻 43才／
長男 14才／長女 12才

◎そんなD男さんにおすすめのプランはこちら!

保障コース			保障内容	月払保険料
死亡(高度障害)保障			4,000 万円	2,800円
医療保障	入院(病気・ケガ)	4型	10,000 円/日	2,160円
	生活習慣病の場合		+5,000 円/日	
	手術(病気)		20・5・10 倍(※1)	
	手術(ケガ)		10・5 倍(※2)	
高度医療保障			3,000万円限度	70円
自宅療養保障		3型	4,000 円/日	940円
通院保障		4型	1,000 円/日	140円
ケガ後遺症保障		5型	最高 5,000 万円	990円
賠償責任保障			無制限(海外での事故は1億円限度)	80円
介護保障			3型	110円
がん保障・1年更新型			P15ご参照(K型)	750円
がん保障・終身型			P16ご参照	P16ご参照
合計月払保険料				8,040 円

ワンポイントアドバイス

- まだまだお子さまにお金のかかる年代のうちは、十分な保障額が必要です。
- この年代から病気にかかるリスクが次第に高まってきます。まだ医療保障に加入していない方は奥さまを含めて早めに加入し、保障額が十分でない方も健康なうちに充実した保障にしておきましょう。

奥さま、お子さまのおすすめプラン(保障内容)はP4「家族が増えたら」をご参照ください。

親の介護に対する備え

両親介護保障(*)	9型

(*)保険料はP20をご参照ください。

5 こども独立、夫婦二人で

年令をかさねると、生活習慣病等のリスクも高まるよなあ。
手厚い医療保障と介護保障で備えておこう。
こどもが独立したから、死亡(高度障害)保障の保障額は下げておこうかな。
ぼちぼち定年後の保障のことも考えるか。

E男さん(56才)
妻 54才／
長男 25才／長女 23才

◎そんなE男さんにおすすめのプランはこちら!

保障コース			保障内容	月払保険料
死亡(高度障害)保障			500 万円	950円
医療保障	入院(病気・ケガ)	4型	10,000 円/日	3,170円
	生活習慣病の場合		+5,000 円/日	
	手術(病気)		20・5・10 倍(※1)	
	手術(ケガ)		10・5 倍(※2)	
高度医療保障			3,000万円限度	70円
自宅療養保障		3型	4,000 円/日	940円
通院保障		4型	1,000 円/日	140円
ケガ後遺症保障		1型	最高 1,000 万円	200円
賠償責任保障			無制限(海外での事故は1億円限度)	80円
介護保障			4型	980円
がん保障・1年更新型			P15ご参照(K型)	1,630円
がん保障・終身型			P16ご参照	P16ご参照
合計月払保険料				8,160 円

ワンポイントアドバイス

- お子さまが独立したら、死亡(高度障害)保障の必要保障額は下がります。保障額を見直しましょう。
- この年代の入院は長引くことが多く、退院してからも体調不良などの症状が続くことがあります。十分な医療保障額を確保しておきましょう。

在職中に「ハッピーライフ」に加入した場合、定年退職後も「ハッピーライフ退職者保障」に加入することができます。

親の介護に対する備え

両親介護保障(*)	9型

(*)保険料はP20をご参照ください。

(※1)入院中の場合:疾病入院保険金日額の20倍、入院中以外の場合:疾病入院保険金日額の5倍、放射線治療の場合:疾病入院保険金日額の10倍
(※2)入院中の場合:入院保険金日額の10倍、入院中以外の場合:入院保険金日額の5倍

モデルプラン以外をご希望の方は下記コンテンツをご活用ください

① 特設サイトの簡単10秒見積り

自身の“ライフステージ”・“年齢”・“性別“を
選ぶだけでおすすめの保障プランを確認できます。

アクセスはこちらから

https://www.tip-net.com/hl_lp_tmc/

＼近隣に店舗がない方は、オンラインでのご相談も可能!／

② 保険相談ステーション

豊通保険パートナーズが運営する
『無料個別相談窓口』にて保険のプロが
最適な保障をアドバイスします。
個人で加入中の保険相談も可能です。

◆**豊田店**　豊田市寿町7-66
0120-985-400

◆**刈谷155号店**　刈谷市稲場町4-303
0120-307-450

相談は事前予約制です。
店舗へのお電話もしくは
二次元コードからご予約ください。

相談した
お客様の声

家族が増えたタイミングで
適正な保障に見直しでき、
とても安心できた

保険料を抑えることができ、
家計の負担が減った

1 死亡（高度障害）保障　団体定期保険　本人・配偶者・こども

●死亡（高度障害）保障

■ 必要保障額の目安と考え方

CHECK!

●必要保障額は世帯ごとの家族構成・経済状況・こどもの年令等によって異なります。
●遺族の生活費やその他（葬儀費用・こどもの教育費など）の必要資金の総額から公的遺族年金や死亡退職金・預貯金などの将来期待できる収入を差し引いて、必要保障額を考えましょう。

上記は必要保障額の推移イメージの一例です。

シングル（独身）の方	整理資金（葬儀代等）など最低限の保障を準備しましょう。	500万円
新婚の方	配偶者の生活費を考え、保障額をアップしましょう。	1,000～2,000万円
こどもがいる方	最も必要保障額が高くなります。こどもの教育費用も必要となりますので、十分な保障額に加入しましょう。	3,000～5,000万円
こどもが独立された方	必要保障額が下がりますので、保障額を見直しましょう。	500万円

→ ハッピーライフでは、保障の必要性の高い若い世代の方の保険料がお手頃になっています。

例えば以下のようなご家族の場合…

●3人家族（夫:会社員／妻:専業主婦／子:0歳）　●現在の年収 546万円
●住居費:賃貸 6万円／月　●教育費:小学校～高校／公立、大学／私学文系（自宅）とした場合

例えば
10年間分の収支（差額）と
お子さま独立までの教育費では

1 － 2　収支（差額）3,112万円

この収支（差額）が備えておきたい金額となります。

2 収入計　1,580万円
＝
E 遺族年金　1,580万円※1
（158万円×10年）

遺族年金の他に、死亡退職金、配偶者の収入、老齢年金等もご考慮ください。

1 支出計　4,692万円
＝
A 生活費※2　2,880万円
＋（24万円×12カ月×10年）
B 住居費　720万円
＋（6万円×12カ月×10年）
C 教育費※3　901万円
＋
D 葬儀費用の合計※4　191万円

上記の費用の他、税・社会保険料、イベント費（旅行・車の買い替え）等もご考慮ください。

※1 厚生年金加入中の年収の平均額が546万円の場合で計算しております。
※2 総務省統計局「2019年全国家計構造調査 家計収支に関する結果（1世帯当たり1か月間の収入と支出（中分類））」から「消費支出ー住居費ー教育費」で計算
※3 文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」「国公私立大学の授業料等の推移」「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）の調査結果について」（株）日本政策金融公庫「令和3年度教育費負担の実態調査結果」から計算（児童手当（旧子ども手当）は考慮しないものとする）
※4（株）ユニクエスト調べ

■保障額（保険金額）および保険料

■死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障です。
■保険金は、一時金のほか、全部または一部を年金として受取ることを選択いただくことができます。[死亡（高度障害）保障（本人）のみ]
ご遺族の生活設計にあわせてご活用ください。保険金の年金受取り（本人のみ）の詳細は別紙「重要事項説明書」P2をご確認ください。
■年令によって加入できる保障額の上限が異なります。現在の保障額が今年度の保障上限額を超えている場合は、自動継続の場合でも、保障上限額に自動的に変更されますのでご注意ください。なお、本人が自動減額となり配偶者の保障額が本人を超えた場合、配偶者も本人と同様に自動減額となります。また、上限額以外の保障額を希望される方は、減額のお手続きをお願いします。詳しくは下表をご参照ください。

本　人

年令／保障額			500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
月払保険料	～39才以下	男 性	200円	400円	800円	1,200円	1,600円	2,000円
		女 性	150円	300円	600円	900円	1,200円	1,500円
	40～49才	男 性	350円	700円	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円
		女 性	250円	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
	50～54才	男 性	650円	1,300円	2,600円	3,900円	5,200円	5,000万円にご加入の更新日現在満50才以上の方は自動的に4,000万円に変更となります。
		女 性	450円	900円	1,800円	2,700円	3,600円	
	55～59才	男 性	950円	1,900円	3,800円	5,700円	7,600円	
		女 性	600円	1,200円	2,400円	3,600円	4,800円	
	60才以上	男 性	1,450円	2,900円	2,000～4,000万円にご加入の更新日現在満60才以上の方は自動的に1,000万円に変更となります。			
		女 性	800円	1,600円				

配偶者

＊「死亡（高度障害）保障（本人）」の加入が必要です。

本人の保障額を超えての加入はできません。

年令／保障額			200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
月払保険料	～39才以下	男 性	80円	160円	240円	320円	400円	800円	1,200円
		女 性	60円	120円	180円	240円	300円	600円	900円
	40～49才	男 性	140円	280円	420円	560円	700円	1,400円	2,100円
		女 性	100円	200円	300円	400円	500円	1,000円	1,500円
	50～54才	男 性	260円	520円	780円	1,040円	1,300円	2,600円	3,900円
		女 性	180円	360円	540円	720円	900円	1,800円	2,700円
	55～59才	男 性	380円	760円	1,140円	1,520円	1,900円	3,800円	5,700円
		女 性	240円	480円	720円	960円	1,200円	2,400円	3,600円
	60才以上	男 性	580円	1,160円	1,740円	800～3,000万円にご加入の更新日現在満60才以上の方は自動的に600万円に変更となります。			
		女 性	320円	640円	960円				

こども

＊「死亡（高度障害）保障（本人）」の加入が必要です。

生年月日／保障額		100万円	200万円	300万円	400万円
月払保険料	平成15年1月2日生～令和5年1月1日生（男女共通）	30円	60円	90円	120円

ご加入上の注意

（1）上記は確定保険料です。ただし、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。年令は2025年7月1日時点の被保険者（保障対象者）の満年令です。
（2）効力発生日（加入日）は、2025年7月1日（中途加入の場合はP1「中途変更」に記載の変更月の1日）です。
（3）本人の年令が満60才以上の方は、新規加入・保障の増額ができません（配偶者・こどもを含む）。
（4）2025年7月1日時点で満22才6カ月を超えるこどもは自動的に脱退となります。2025年7月1日加入の場合のこどもは2003年（平成15年）1月2日～2023年（令和5年）1月1日生まれ（2025年7月1日時点で満2才6カ月超、満22才6カ月以下）の本人が扶養するこどもが対象です。中途加入の場合は、別紙「重要事項説明書」P1の③加入資格をご確認ください。
（5）本人としての加入資格を有する配偶者とこどもは、本人として加入ください。（同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。こどもとして加入されていた方が、入社により本人としての加入資格を得た場合は、本人としてご加入ください。）
（6）夫婦で本人として加入し、こどもの加入を希望される場合、こどもを扶養している方のこどもとしてご加入ください。（同一人が夫婦両方の契約のこどもとして二重に加入することはできません。）
（7）新規加入・保障の増額には健康状況の告知が必要です。必ずWEB申込画面または加入申請書（兼告知書）裏面の「告知事項」をよくお読みのうえ加入申込みください。
（8）本人が脱退された場合（死亡・所定の高度障害状態になられた場合を含む）は、配偶者・こどもも同時に脱退となります。
（9）死亡保険金受取人はWEB申込画面または加入申請書（兼告知書）にてご指定ください。ご指定のない場合は約款順位になります。本人および配偶者の高度障害保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの高度障害保険金受取人は従業員本人（主たる被保険者）です。
（10）ご加入される前に別紙「重要事項説明書」をよくお読みいただき、各保障の詳細について以下をご確認のうえ申込みください。

詳細事項	死亡（高度障害）保障
①「保険金のお支払事由」	別紙「重要事項説明書」P4
②「保険金をお支払いしない主な場合」「保険金をお支払いしない場合等（詳細）」	別紙「重要事項説明書」P3～4
③保険期間開始前の発病等の取扱い	別紙「重要事項説明書」P44
④保険金の年金受取り（本人のみ）	別紙「重要事項説明書」P2
⑤死亡保険金受取人の約款順位	別紙「重要事項説明書」P2

2 病気やケガの保障 本人・家族

●医療保障　本人・家族

■ 医療保障はどんな時に役立つの？

例1 病気入院
▶2型加入（日額5,000円）

インフルエンザ後、
急性肺炎となり
5日間入院した。

支払保険金 **25,000円**

疾病入院保険金：5,000円 × 5日間

例2 日帰り手術
▶4型加入（日額10,000円）

人間ドックで
大腸ポリープが見つかり、
日帰り手術を受けた。

支払保険金 **50,000円**

疾病手術保険金：
疾病入院保険金日額10,000円 × 5倍

例3 ケ　ガ
▶4型加入（日額10,000円）

サッカーの試合中に転倒し、
右膝前十字靭帯を損傷。
10日間入院し、入院中に
手術を受けた。

支払保険金 **200,000円**

入院保険金：10,000円 × 10日間
手術保険金：入院保険金日額10,000円 × 10倍

■ 必要保障額の考え方

CHECK!

●トヨタ健保では、1ヵ月の医療費の窓口支払額（自己負担額）は上限2万円
●実際の入院時にかかる費用の中には、健康保険対象外のものがあります。

健康保険対象の費用

自己負担 **上限2万円**

健康保険"対象外"の費用

全額自己負担

入院・治療費

自己負担上限2万円÷
平均入院日数9.1日間（※1）

約2,200円

＋

食事代

約1,380円（※2）

諸雑費

消耗品、テレビ、
冷蔵庫の使用代等

約1,100円（※3）

差額ベッド代

個室や少人数の病室に
入院した場合の特別料金
※病気によって料金は異なる

約2,600円（4人部屋）
～8,300円（1人部屋）（※4）

「必ず発生する費用」のみ：合計約5,000円【おすすめ保障型＝2型】

「必ず発生する費用」＋「差額別ベッド代（4人部屋）」：合計約7,000円【おすすめ保障型＝3型】

「必ず発生する費用」＋「差額別ベッド代（1人部屋）」：合計約12,000円【おすすめ保障型＝5型】

入院1日あたり自己負担費用は、6割以上の方が **10,000円以上** です！

●所属企業の健康保険組合により高額療養費制度の自己負担額は異なります。
必ず自身が加入している健康保険組合の高額療養費制度を確認ください。

※1 ハッピーライフの2021年7月～2024年6月までの疾病入院保険金支払実績より
※2 トヨタ自動車健康保険組合HP「医療給付ガイド」より1日3食で計算した金額（令和6年11月現在）
※3 損害保険料率算出機構HP　自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準より
※4 厚生労働省HP中央社会保険医療協議会　R4.9.14（発表）主な選定療養に係る報告状況［R3.7.1現在］

■ 保障額（保険金額）および保険料

医療保障

■日帰り入院から最長365日（精神障害の場合は730日）までの入院を保障します。
■生活習慣病による入院の場合は保障額が加算されます。
■手術の保険金は、健康保険の対象となる手術が保障されます。（注）
（注）保障の対象外となる手術があります。詳細は別紙「重要事項説明書」P40をご参照ください。手術保障の保険金算出の基となる入院保険金日額には、生活習慣病の場合の加算額は含まれません。

本人

保障内容／型			1型	2型	3型	4型	5型	6型
入院日額（病気・ケガ）			3,000円	5,000円	7,000円	10,000円	12,000円	15,000円
生活習慣病の場合			+1,000円	+2,000円	+3,000円	+5,000円	+6,000円	+7,000円
手術	病気	入院中	6万円	10万円	14万円	20万円	24万円	30万円
		入院中以外	1.5万円	2.5万円	3.5万円	5万円	6万円	7.5万円
		放射線治療	3万円	5万円	7万円	10万円	12万円	15万円
	ケガ	入院中	3万円	5万円	7万円	10万円	12万円	15万円
		入院中以外	1.5万円	2.5万円	3.5万円	5万円	6万円	7.5万円
月払保険料		15～39才	490円	810円	1,130円	1,630円	1,950円	2,440円
		40～49才	630円	1,060円	1,490円	2,160円	2,590円	3,210円
		50～59才	910円	1,540円	2,170円	3,170円	3,790円	4,700円
		60～64才	1,580円	2,690円	3,780円	5,510円	6,610円	8,190円
		65～69才	1,800円	3,050円	4,300円	6,260円	7,510円	9,290円
		70～74才	2,130円	3,610円	5,090円	7,430円	8,890円	11,040円
		75～79才	2,270円	3,870円	5,450円	7,960円	9,530円	11,800円
		80～84才	3,080円	5,250円	7,420円	10,850円	13,010円	16,090円
		85～89才	3,370円	5,770円	8,150円	11,930円	14,320円	17,690円

家族

保障内容／型			1型	2型	3型	4型	5型	6型
入院日額（病気・ケガ）			2,000円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円	12,000円
生活習慣病の場合			+1,000円	+1,000円	+2,000円	+3,000円	+5,000円	+6,000円
手術	病気	入院中	4万円	6万円	10万円	14万円	20万円	24万円
		入院中以外	1万円	1.5万円	2.5万円	3.5万円	5万円	6万円
		放射線治療	2万円	3万円	5万円	7万円	10万円	12万円
	ケガ	入院中	2万円	3万円	5万円	7万円	10万円	12万円
		入院中以外	1万円	1.5万円	2.5万円	3.5万円	5万円	6万円
月払保険料		0～39才	320円	480円	790円	1,110円	1,610円	1,920円
		40～49才	370円	550円	940円	1,310円	1,900円	2,290円
		50～59才	460円	670円	1,110円	1,570円	2,270円	2,720円
		60～64才	560円	820円	1,380円	1,930円	2,800円	3,360円
		65～69才	660円	960円	1,600円	2,270円	3,290円	3,950円
		70～74才	830円	1,210円	2,050円	2,890円	4,190円	5,030円
		75～79才	920円	1,320円	2,230円	3,140円	4,570円	5,490円
		80～84才	1,390円	1,980円	3,360円	4,740円	6,920円	8,300円
		85～89才	1,540円	2,180円	3,720円	5,260円	7,680円	9,210円
		90才以上	70円	110円	180円	250円	360円	430円

ケガのみ専用プラン（新規加入停止（継続のみ））　（注）加入申請書に記載の前年度加入型が1Z型～6Z型の方が対象です

	1Z型	2Z型	3Z型	4Z型	5Z型	6Z型
79才以上89才以下（注）	70円	110円	180円	250円	360円	430円

＊「日帰り入院」とは、日帰り手術のために1日だけ入院と同じ形で病室を使用した場合等であり、入院の有無は病院または診療所で入院扱いとされているか、外来扱い（通院）とされているかで判断します。
＊「生活習慣病」とは成人病をいい、がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうちP53記載のものを指します。
＊90才以上の方ならびに1Z型～6Z型にご加入の方は「ケガによる入院・手術のみ保障」でのご加入となり、病気による入院・手術は保障されません。
＊1Z型～6Z型への新規加入や1Z型～6Z型の中でのプラン変更はできません。1Z型～6Z型から1型～6型への変更は可能ですが健康状況の告知が必要です。

ご加入上の注意

（1）年令は2025年7月1日時点の被保険者（保障対象者）の満年令です。
（2）加入できる方は、本人およびその配偶者、こども、本人と同居の親族です。（別居の両親はご加入できません。）
（3）「医療保障」「高度医療保障」「自宅療養保障」「通院保障（4型～6型）」「通院・ケガ後遺症保障（4型～6型）」の新規加入、保障の増額・追加のみ健康状況の告知が必要です。必ずWEB申込画面または加入申請書（兼告知書）裏面の「告知事項」をよくお読みのうえ加入申込みください。
（4）本人の保障は、高度医療保障を除き、各保障とも就業中のケガは保障されません。（通退勤途上のケガは保障されます。）
（5）ご加入される前に別紙「重要事項説明書」をよくお読みいただき、各保障の詳細についてご確認のうえ加入申込みください。

2 病気やケガの保障 本人・家族

●高度医療保障　●自宅療養保障　●通院保障　●ケガ後遺症保障

■ 高度医療保障とは？

CHECK!

健康保険が適用されない「先進医療」、「拡大治験」、「患者申出療養」をカバーする保障です。
治療費は全額自己負担となるため、高額になるケースがほとんどです。
治療費用だけでなく、医療機関までの交通費、宿泊費（1泊1万円限度）も保障します。

先進医療

厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養です。

ケース
がんの治療のため、陽子線治療を受けた。

陽子線治療費
（先進医療費用）：3,000,000円
交通費　：　38,500円
支払保険金
（概算）　：3,038,500円

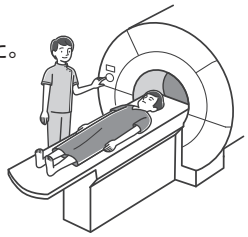

患者申出療養

2016年4月にスタートした国の制度。
患者からの申出を基に審査を行い、より身近な医療機関で未承認薬などの先進的な医療を受診できるようにする制度です。

拡大治験

2016年1月にスタートした国の制度。
命にかかわる重い病気の患者に、承認されていない薬を人道的に治験できるようにした制度です。

先進医療・拡大治験・患者申出療養の詳細は厚生労働省のホームページにてご確認ください。
右の二次元コードからリンク表示できますが、ご家庭にて読み取りください（会社敷地内では撮影禁止）。

■ 自宅療養保障はどんな時に役立つの？

例1 病気

2型加入（日額3,000円）

がんを患い、30日間の自宅療養後1か月入院、
その後2年間自宅で療養した。

支払保険金 **2,241,000円**

所得補償保険金日額：3,000円×747日間
・働けなかった期間：2年2か月（1か月30日×26か月で計算しています。）
・支払対象期間：780日-3日（免責期間）-30日（入院期間）=747日
入院期間中は支払対象外となります。

※詳しくは別紙「重要事項説明書」P24～P25をご確認ください。

例2 ケガ

3型加入（日額4,000円）

自転車搭乗中に車両と衝突し、右脚骨折。
1か月間自宅療養した。（免責期間3日）

支払保険金 **108,000円**

所得補償保険金日額：4,000円×27日間
・働けなかった期間：1か月
・支払対象期間：30日-3日（免責期間）=27日

■ 自宅療養保障の必要保障額の考え方

CHECK!

トヨタ健保では、平常時の月収の8割※1が給付されます。およそ月収の2割を目安として加入しておきましょう！所属企業の健康保険組合により傷病手当金・付加金の割合や給付期間が異なります。必ず自身が加入している健康保険組合をご確認ください。

＜ 収入減のめやす ＞

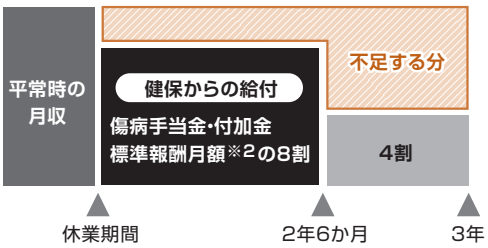

※1 トヨタ健保独自制度については、トヨタ健保ホームページ（http://www.toyotakenpo.jp/）をご確認ください。
※2 健康保険料を計算するために、3か月の平均給与を区切りのよい幅で等級に分けたもの。

1日あたりの収入減のめやす（休業開始より2年6か月まで）を計算し、推奨保障額を選択しましょう。

（例）月収34万円の場合
［月収］［減収割合］　［1日あたりの減収額］　［推奨保障額］
34万円 × 2割 ÷ 30日 ≒ 2,267円／日 ➡ 2型（3,000円／日）

［月収］　［減収割合］
□ 万円 × 2割 ÷ 30日
≒1日あたりの減収額 □ 円／日 ➡

1日あたりの減収額	推奨保障額（日額）
□ ～2,000円	1型（2,000円）
□ 2,001～3,000円	2型（3,000円）
□ 3,001～4,000円	3型（4,000円）
□ 4,001円～	4型（5,000円）

※必要に応じて、賞与の減額分も考慮しておきましょう。

■保障額（保険金額）および保険料

本人　家族

高度医療保障

ご加入には医療保障への加入が必須です。

■保険期間中に、病気やケガで高度医療による治療を日本国内で受けた場合の保障です。（注）
（注）保障の対象となる高度医療保障の詳細は別紙「重要事項説明書」P22をご参照ください。
■医療機関までの交通費、宿泊費（1泊1万円限度）も支払対象となります。

高度医療費用	3,000万円限度	月払保険料	70円

知っておこう!

本人の保障は医療保障、自宅療養保障、通院保障、ケガ後遺症保障は就業中のケガは保障されません。（通勤途上のケガは保障されます。）

本人のみ

自宅療養保障

ご加入には医療保障への加入が必須です。

■病気やケガで就業不能となり自宅療養された場合の保障です。
■保障開始は休業4日目から、期間は最長3年間（60才以上の方は最長1年間）までとなります。入院期間中は保障されません。

保障内容／型		1型	2型	3型	4型
自宅療養（加入保障額）		2,000円/日（6万円）	3,000円/日（9万円）	4,000円/日（12万円）	5,000円/日（15万円）
月払保険料	59才以下	470円	700円	940円	1,170円
	60才以上	440円	670円	890円	1,110円

＊休業とは連続して就業不能である期間をいい、会社の休業日を含みます。（医師の治療を受けるまでの期間は含みません。）

通院保障

家族の方は、『通院・ケガ後遺症保障』へご加入ください。

■病気やケガで通院された場合の保障です。病気による通院は入院前後の通院のみ対象となります。

保障内容／型	1型	2型	3型	4型	5型	6型
ケガ通院	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日
病気通院（入院前後の病気通院が対象）	対象外	対象外	対象外	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日
月払保険料	90円	180円	260円	140円	290円	420円

ケガ後遺症保障

家族の方は、『通院・ケガ後遺症保障』へご加入ください。

■ケガまたは特定感染症で後遺障害が発生した場合の保障です。
■障害の程度（後遺障害等級第1級～第14級）に応じて、加入保障額に所定の保険金支払割合を乗じた額を（傷害）後遺障害保険金としてお支払いします。（後遺障害等級第1級～第7級に該当する後遺障害の場合は、（傷害）後遺障害保険金の2倍の額をお支払いします。）

保障内容／型	1型	2型	3型	4型	5型	6型
ケガ後遺症（加入保障額）	最高1,000万円（500万円）	最高2,000万円（1,000万円）	最高3,000万円（1,500万円）	最高4,000万円（2,000万円）	最高5,000万円（2,500万円）	最高7,000万円（3,500万円）
月払保険料	200円	390円	590円	790円	990円	1,380円

家族のみ

通院・ケガ後遺症保障

■病気やケガで通院された場合の保障です。病気による通院は入院前後の通院のみ対象となります。
■障害の程度（後遺障害等級第1級～14級）に応じて、加入保障額に所定の保険金支払割合を乗じた額を（傷害）後遺障害保険金としてお支払いします。（後遺障害等級第1級～7級に該当する後遺障害の場合は、（傷害）後遺傷害保険金の2倍の額をお支払いします。）

保障内容／型	1型	2型	3型	4型	5型	6型
ケガ通院	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日
病気通院（入院前後の病気通院が対象）	対象外	対象外	対象外	1,000円/日	2,000円/日	3,000円/日
ケガ後遺症（加入保障額）	最高1,000万円（500万円）	最高1,500万円（750万円）	最高2,500万円（1,250万円）	最高1,000万円（500万円）	最高1,500万円（750万円）	最高2,500万円（1,250万円）
月払保険料	370円	630円	1,000円	420円	740円	1,160円

＊ケガ後遺症の最高保障額は加入保障額の2倍の額で、後遺障害等級第1級の場合の保障額です。（保障のイメージは別紙「重要事項説明書」P52をご参照ください。）
＊ケガによる通院の場合、事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります。
＊病気による入院前の通院の場合、入院開始日の前日以前90日以内の通院で、30日がお支払いの限度となります。
＊病気による退院後の通院の場合、入院が終了した日（※）の翌日から180日以内の通院で、30日がお支払いの限度となります。
（※）疾病入院保険金の支払対象期間（1,000日）内に入院が終了していない場合には、入院が終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のうちいずれか早い日が入院が終了した日となります。

3 4 がんの保障

●がん保障　1年更新型　●がん保障　終身型

CHECK!

がんは2人に1人がかかる身近な病気で、
男女ともに年令が上がるほどがんにかかる割合が高くなります。

■ 一生のうちにがんと診断される割合

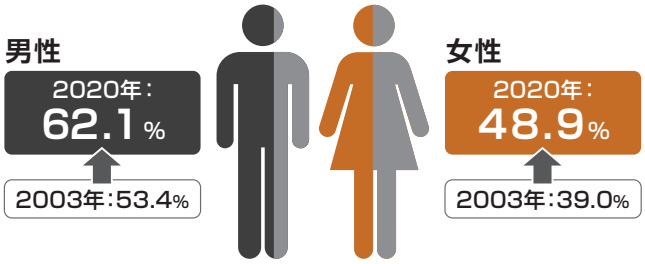

国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」グラフデータベース累積罹患リスク（2003年・2020年のデータに基づく）を元に作成

・がんにかかるリスク
年令階級別 累積罹患リスク 2020年 全がん

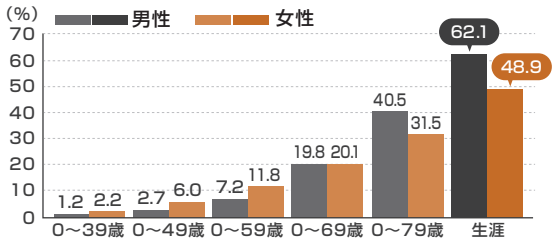

国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」グラフデータベース累積罹患リスク（2020年のデータに基づく）を元に作成

CHECK!

がんに罹患した場合の高額な治療費や長期間に及ぶ可能性がある
通院代に備えるためにがん保障が必要です！

■ がん保険の必要性

（1）がん治療は**長期にわたる可能性**があります。

抗がん剤・ホルモン剤治療を含む治療を受けた場合の治療期間 ※1

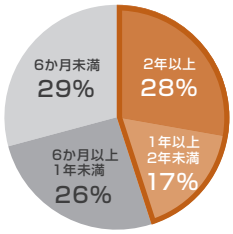

治療期間が
1年以上の割合が
45%

治療期間の平均日数
561日

※1 がん罹患者およびその家族へのアンケート調査（2022年5月アフラック実施）

（2）治療の長期化に伴い**治療費の総額が高くなる**こともあります。

治療期間別　治療費の総額（平均）※2 ※3

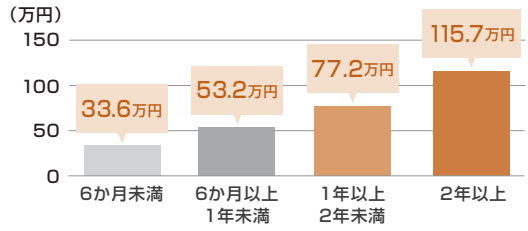

※2 上記の治療費は治療にかかった費用のうち、公的医療保険対象となった費用（高額療養費制度適用後の自己負担額）と公的医療保険対象外の費用を合算したものです。
※3 がん罹患者およびその家族へのアンケート調査（2022年5月アフラック実施）

（3）がん治療は医療技術の進歩に伴い通院で行われるケースが増加しており、手厚い通院の保障が必要です。

これまで

入院治療中心

・体に負担の大きい手術
・入院を要する抗がん剤治療

→

近年

傾向①　入院期間の短縮化
★治療技術の高度化（内視鏡による手術等）等

傾向②　通院治療の増加
★副作用の比較的小さい抗がん剤治療の普及等

・がん（悪性新生物）の平均在院日数の推移

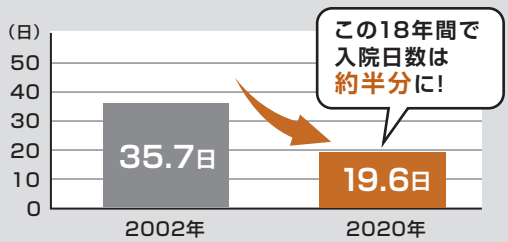

出典：厚生労働省「患者調査の概況（平成14年、令和2年）」

・がん（悪性新生物）の外来受療率、入院受療率（人口10万対）の推移

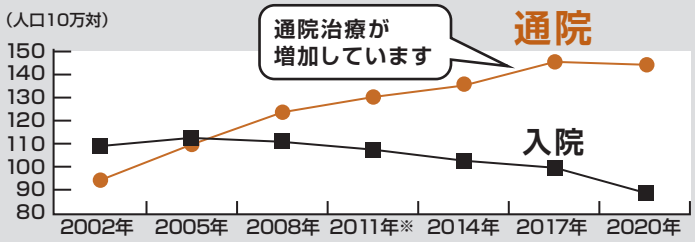

※宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値
出典：厚生労働省「患者調査の概況（平成14,17,20,23,26,29年、令和2年）」

ハッピーライフには終身型と1年更新型のがん保障があります。
ご自身にあった保障を選びましょう。

■終身型と1年更新型の違い

終身型 は、加入時の保険料が一生涯上がらず、保障も一生涯。
1年更新型 は、加入後も5才刻みで保険料が上がり、最長90才まで保障。

保険料と保障期間のイメージ図

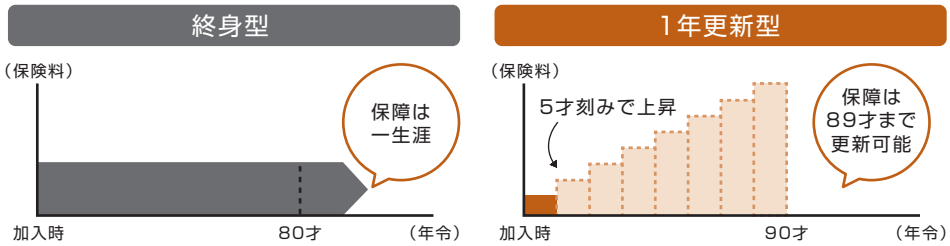

	終身型	1年更新型
保障期間について	●一生涯保障が続くので定年後も安心	●1年ごとの自動更新で最長89才まで更新できます
保険料について	●加入時の保険料が生涯変わらない ●若いうちは1年更新型より保険料が高い	●5才刻みで保険料は変動する

■累計で支払う保険料（加入期間中の累計保険料）

生涯保険料（各加入年令～80才まで加入した場合＊1）の比較

男性

加入＊1 期間例	終身型＊2	1年更新型	
	1口の場合	K型	R型
20～80才	67万3,200円	127万6,200円	134万8,800円
30～80才	75万9,000円	126万6,600円	133万4,400円
40～80才	86万8,800円	123万6,600円	129万3,000円
50～80才	97万 200円	116万3,400円	119万1,600円

女性

加入＊1 期間例	終身型＊2	1年更新型	
	1口の場合	K型	R型
20～80才	66万6,000円	144万9,600円	134万8,800円
30～80才	72万3,000円	143万1,600円	133万4,400円
40～80才	75万6,000円	138万1,800円	129万3,000円
50～80才	70万5,600円	123万8,400円	119万1,600円

●保険料は今後変更する可能性がございます。
●ここに表示の保険料は参考情報として提示するものです。契約条件や保障内容により異なりますので、保険料詳細については、P15～P16をご参照ください。
●2025年7月1日時点の満年令での保険料です。
＊1 上表はご加入時から80才までの累計保険料を計算したものです。「終身型」は80才以降も保障及び保険料の払込は続きます。
＊2 新がん保障Days1 団体取扱 月払 解約払戻金なしタイプ 定額タイプ 入院給付金日額5,000円 保険料払込期間:終身特定保険料払込免除特約なし 2024年10月現在

■終身型と1年更新型の選び方

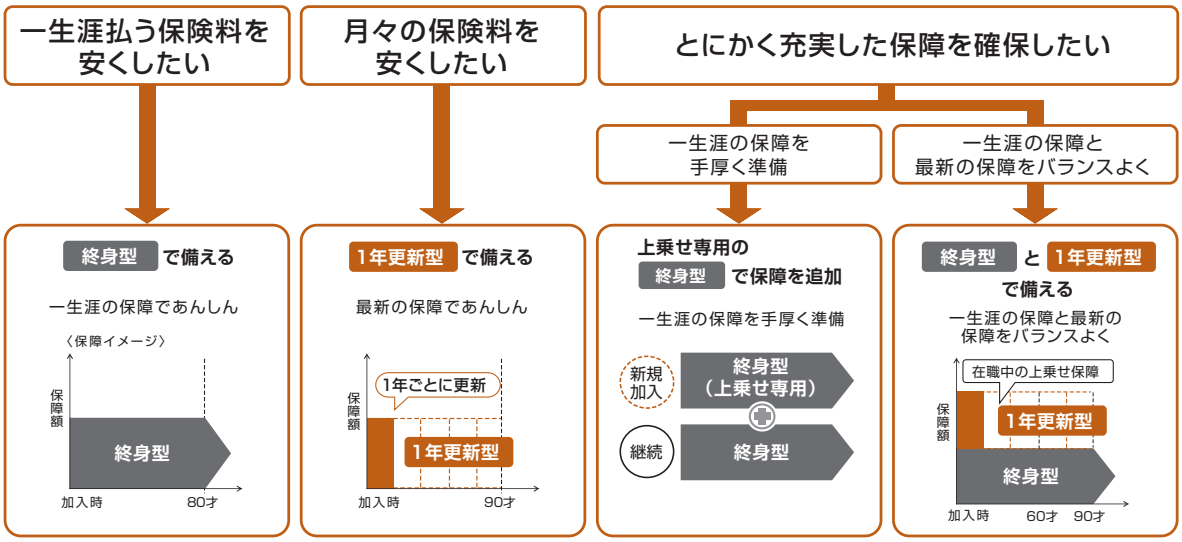

3 がんの保障 1年更新型 本人・配偶者

●がん保障・1年更新型

■がんによる治療を受けた場合の保障です。
■がん保障・終身型との同時加入も可能です。
■保障期間中にがん保障・1年更新型の加入型変更はできません。

保障内容／型	K型	R型
診断給付金（一時金として）	がん・上皮内新生物ともに100万円	がん・上皮内新生物ともに100万円
通院給付金	1万円／日	1万円／日
抗がん剤治療	5万円／月（最高600万円）※1	5万円／月（最高300万円）※1
がん患者申出療養	ー 高度医療保障 にて加入ください	3,000万円限度
ケガ後遺症 ※2（加入保障額）	最高 50万円（25万円）	ー ケガ後遺症保障 にて加入ください

※1　1か月につき5万円に支払限度月数（K型は120か月、R型は60か月）を乗じて算出しています。
※2　保障内容はP12「通院・ケガ後遺症保障のケガ後遺症」と同じです。

K型　月払保険料

年令	男性	女性
15～19才	50円	90円
20～24才	60円	100円
25～29才	100円	200円
30～34才	200円	370円
35～39才	300円	460円
40～44才	470円	890円
45～49才	750円	1,500円
50～54才	970円	1,810円
55～59才	1,630円	2,340円
60～64才	2,850円	3,270円
65～69才	3,520円	3,670円
70～74才	5,000円	4,700円
75～79才	5,420円	4,850円
80～84才	4,170円	3,690円
85～89才	3,630円	3,190円

R型　月払保険料

年令	男性	女性
15～19才	100円	100円
20～24才	90円	90円
25～29才	150円	150円
30～34才	260円	260円
35～39才	430円	430円
40～44才	690円	690円
45～49才	1,000円	1,000円
50～54才	1,440円	1,440円
55～59才	2,050円	2,050円
60～64才	2,980円	2,980円
65～69才	3,730円	3,730円
70～74才	4,600円	4,600円
75～79才	5,060円	5,060円
80～84才	5,360円	5,360円
85～89才	5,380円	5,380円

ご加入上の注意

（1）年令は2025年7月1日時点の被保険者（保障対象者）の満年令です。
（2）加入時には健康状況の告知が必要です。必ずWEB申込画面または加入申請書（兼告知書）裏面の「告知事項」をよくお読みのうえ加入申込みください。
（3）ご加入される前に別紙「重要事項説明書」をよくお読みいただき、各保障の詳細について以下をご確認のうえ加入申込みください。

詳細事項	K型	R型
①保険金をお支払いする場合・保険金をお支払いしない主な場合	別紙「重要事項説明書」P18～P19・P34～P36	別紙「重要事項説明書」P37～P38
②ケガ後遺症の保障イメージ	別紙「重要事項説明書」P52	ー
③ケガ後遺症の後遺障害等級と所定の保険金支払割合	別紙「重要事項説明書」P48～P51	ー

4 がんの保障 終身型 本人・配偶者

●がん保障・終身型

過去のがん保障・終身型の保障内容については、P17をご確認ください。

■保障が始まる日以後に診断確定されたがん（悪性新生物）・上皮内新生物（大腸の粘膜内がん、子宮頸部の上皮内がん、乳腺の非浸潤がん等）の保障となります。
■保険料は被保険者の性別および契約日の満年令で決まり、終身変わりません。若い年令からのご加入により、月々の負担を軽減できます。
■アフラックのよりそうがん相談サポートをご利用いただけます。このサービスは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。（詳細はP39をご確認ください。）
■がん保障・終身型は契約日と保障開始日が異なります。また、加入後に保障の開始まで待ち時間（保障されない期間）がありますのでご注意ください。
■ご契約の限度については本ページを、がん保障の通算限度についてはP34「契約限度について」をご確認ください。
■ご契約の際にはP33～39「契約概要のご説明」「注意喚起情報」「その他のご説明」を必ずご確認ください。

新がん保障Days1 ＜新規加入専用の保障＞

◎新規でがんの保障に加入する方の保障です。　◎新規加入は2口まで可能です。

【ご注意】
・現在「がん保障G型」「がん保障Days」「新がん保障Days」に加入されている場合は、「新がん保障Days1」に加入いただくことはできません。
・今回「新がん保障Days1」に1口加入された方は、加入翌年度以降に「新がん保障Days1プラス」1口追加可能です。
・2口加入された方が1口へ減口した場合、翌年度以降2口に戻すことはできません。翌年度以降追加できるのは「新がん保障Days1プラス」1口のみです。

新がん保障Days1プラス ＜上乗せ専用の保障＞

◎既に「がん保障G型」「がん保障Days」「新がん保障Days」「新がん保障Days1」に加入している方の追加保障です。

【ご注意】
・現在ご契約の「がん保障G型」「がん保障Days」「新がん保障Days」「新がん保障Days1」を切替・変更するものではありません。
・「がん保障Days」「新がん保障Days」「新がん保障Days1」「がん保障Daysプラス」「新がん保障Daysプラス」「新がん保障Days1プラス」を通算して2口まで加入できます。

「がん保障G型」「がん保障Days」「新がん保障Days」「新がん保障Days1」 いずれかの保険料＋「新がん保障Days1プラス」の保険料＝今後の保険料

■保障内容（保険期間:終身）

新規加入案内が終了しているがん保障との比較はP38をご覧ください。

給付金名	保障額（1口あたり） 新がん保障Days1	新がん保障Days1プラス	お支払事由
診断給付金（一時金として）	がんの場合 50万円 上皮内新生物の場合 5万円	がんの場合 50万円 上皮内新生物の場合 5万円	初めてがん・上皮内新生物と診断されたとき 支払限度:がん・上皮内新生物それぞれ1回限り
入院給付金	1日につき 5千円	――	日数無制限 がん・上皮内新生物の治療を目的として、入院したとき
通院給付金	1日につき 1万円	1日につき 1万円	「がん」「上皮内新生物」の治療目的でつぎの①②どちらかの通院をしたとき ① 日数無制限・入院なしでも可 所定の治療(※)のための通院 ② 下記ア）～ウ）から365日以内の通院は通算日数無制限 入院なしでも可 ア)初めて診断確定された日 イ)所定の治療(※)を受けた日 ウ)退院日の翌日 （※）所定の治療とは手術、放射線治療、抗がん剤治療（経口投与を除く）、ホルモン剤治療（経口投与を除く）をいいます。

「保障内容の詳細」「告知事項」については、「がん保障 重要事項のご説明」P33～P39をご確認ください。
保険料払込期間:終身　契約日:第1回保険料給与控除日の翌月1日　保障開始日(責任開始日):2025年9月25日
※重要事項のご説明には、「告知と第1回保険料の払込みがともに完了した日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日から保障が始まります。」と記載がありますが、ハッピーライフは団体保険のため一律9月25日を責任開始日とする運用としております。

新がん保障Days1 月払保険料（団体取扱/1名1口あたり）

満年令	男性	女性	満年令	男性	女性
16才	850円	860円	41才	1,875円	1,625円
17才	865円	860円	42才	1,945円	1,655円
18才	900円	895円	43才	2,025円	1,710円
19才	920円	910円	44才	2,105円	1,740円
20才	935円	925円	45才	2,210円	1,790円
21才	975円	960円	46才	2,290円	1,810円
22才	1,000円	985円	47才	2,375円	1,845円
23才	1,040円	1,000円	48才	2,485円	1,895円
24才	1,060円	1,015円	49才	2,580円	1,930円
25才	1,085円	1,050円	50才	2,695円	1,960円
26才	1,130円	1,080円	51才	2,795円	2,015円
27才	1,150円	1,115円	52才	2,925円	2,060円
28才	1,200円	1,140円	53才	3,040円	2,090円
29才	1,230円	1,180円	54才	3,155円	2,140円
30才	1,265円	1,205円	55才	3,280円	2,185円
31才	1,315円	1,255円	56才	3,415円	2,240円
32才	1,350円	1,270円	57才	3,540円	2,285円
33才	1,400円	1,320円	58才	3,690円	2,340円
34才	1,455円	1,365円	59才	3,840円	2,390円
35才	1,510円	1,385円	60才	3,990円	2,435円
36才	1,545円	1,430円	61才	4,130円	2,500円
37才	1,610円	1,480円	62才	4,270円	2,540円
38才	1,675円	1,495円	63才	4,400円	2,605円
39才	1,740円	1,545円	64才	4,565円	2,645円
40才	1,810円	1,575円	65才	4,720円	2,715円

新がん保障Days1プラス 月払保険料（団体取扱/1名1口あたり）

満年令	男性	女性	満年令	男性	女性
16才	610円	670円	41才	1,360円	1,270円
17才	620円	670円	42才	1,410円	1,290円
18才	650円	700円	43才	1,470円	1,330円
19才	660円	710円	44才	1,530円	1,350円
20才	670円	720円	45才	1,610円	1,390円
21才	700円	750円	46才	1,670円	1,400円
22才	720円	770円	47才	1,730円	1,420円
23才	750円	780円	48才	1,810円	1,460円
24才	760円	790円	49才	1,880円	1,480円
25才	780円	820円	50才	1,970円	1,500円
26才	820円	840円	51才	2,040円	1,540円
27才	830円	870円	52才	2,140円	1,570円
28才	870円	890円	53才	2,220円	1,590円
29才	890円	920円	54才	2,300円	1,630円
30才	910円	940円	55才	2,390円	1,660円
31才	950円	980円	56才	2,490円	1,700円
32才	970円	990円	57才	2,580円	1,730円
33才	1,010円	1,030円	58才	2,690円	1,770円
34才	1,050円	1,070円	59才	2,800円	1,800円
35才	1,090円	1,080円	60才	2,910円	1,830円
36才	1,110円	1,120円	61才	3,010円	1,880円
37才	1,160円	1,160円	62才	3,110円	1,900円
38才	1,210円	1,170円	63才	3,200円	1,950円
39才	1,260円	1,210円	64才	3,320円	1,970円
40才	1,310円	1,230円	65才	3,430円	2,020円

【ご注意】・年令は契約日の満年令です。減口後再加入は再契約時の満年令保険料となります。上記保険料は2024年10月現在のものです。

参考

過去のがん保障（終身型）にご加入の方へ

●過去のがん保障にご加入の方は、本ページにて保障内容をご確認いただけます。

終身型は、ご加入時期および商品によって保障内容が異なります。見直しの参考にしてください

新規加入専用の保障

※終身型に未加入の方向け

			過去の保障		
		2018年度以降に新規加入した契約	2015年度＊1～2017年度までに新規加入した契約	2012年度～2014年度＊2に新規加入した契約	～2011年度までに新規加入した契約
保障内容		新がん保障Days1	新がん保障Days	がん保障Days	がん保障G型
診断給付金（一時金として）	がん	50万円	50万円		
	上皮内新生物	5万円	5万円		―
入院給付金		5,000円／日	5,000円／日		10,000円／日
通院給付金		10,000円／日	10,000円／日		―
在宅療養給付金		―	―	―	20万円
死亡給付金		―	―	―	10万円
死亡払戻金		―	―	―	10万円
主な改定内容		通院給付金のお支払事由の拡大　等	詳細については、パンフレットP38をご確認ください。		―

上乗せ専用の保障

※上記保障に加入中の方向け

			過去の保障	
		2018年度以降に上乗せした契約	2015年度＊1～2017年度までに上乗せした契約	2012年度～2014年度＊2に上乗せした契約
保障内容		新がん保障Days1プラス	新がん保障Daysプラス	がん保障Daysプラス
診断給付金（一時金として）	がん	50万円	50万円	50万円
	上皮内新生物	5万円	5万円	5万円
通院給付金		10,000円／日	10,000円／日	10,000円／日
主な改定内容		通院給付金のお支払事由の拡大　等	詳細については、パンフレットP38をご確認ください。	

＊1　2014年9月22日以降の申込を含みます。
＊2　2014年9月22日以降の申込を除きます。

「がん保障の乗り換え」に関するご注意事項

今年度ハッピーライフの変更をされた方のうち、「がん保障の乗り換え」に該当する方宛に、下記の通りご案内いたします。

既に「がん保障・1年更新型」または「がん保障・終身型」に加入されていた方が、現在の保障を解約し、異なるがん保障に変更した場合、申込した日から保障が開始するまでの間に、万が一“がん”と診断されてしまうと、変更後のがん保障が無効になります。

万が一、更新日（7月1日）より前に“がん“と診断を受けた場合に限り、乗り換え手続きを取消しする事が可能ですので、必ず6月30日までにパンフレット裏面に記載の豊通保険パートナーズ株式会社までご連絡を頂きますようお願いいたします。

5 6 介護の保障

●介護保障　●両親介護保障

CHECK!

介護の保障は、告知日より過去2年以内に、医師により、がんや糖尿病等の病気や症状と診断されたことがある場合、ご加入出来ません。健康なうちに加入しておきましょう！

■介護状態になると、平均581万円をご自身・ご家族で備える必要があります。

平均費用	平均期間
月々平均 8.3万円　一時費用平均 74万円 ※公的介護保険サービスの自己負担費用を含む	平均 5年1ヵ月

出典:生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(2021年度)

要支援1などの比較的軽度な介護状態でも「住宅改修」や「介護用ベッド・車いすの購入」等の費用が発生します

福祉車両の購入費

住宅の改修費
（トイレ、浴室、階段の手すり等）

福祉用品の購入費
（特殊寝具、エアーマット等）

訪問介護費用

■ハッピーライフでは、要支援1から保障されるプランを準備しております。

要介護度別の状態の目安

要支援1
- 起き上がりや立ち上がりなどに、何らかの支えを必要とすることがある
- 掃除などの家事の一部に、見守りや手助けを必要とすることがある

要支援2 / 要介護1
- 起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに何らかの支えを必要とすることがある
- 掃除、買い物などの家事の一部や、入浴などに見守りや手助けを必要とすることがある
- 適切な介護予防サービスの利用により状態の維持、改善が見込まれる人は、要支援2と認定される

要介護2
- 起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持、歩行などに何らかの支えを必要とする
- 食事、排泄、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある
- もの忘れなどの認知機能の一部に低下がみられることがある

要介護3
- 起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などが一人でできない
- 食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、介助を必要とする
- 認知機能の低下がみられ、それに伴ういくつかの行動・心理症状※がみられる

要介護4
- 起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない
- 座位保持に何らかの支えを必要とする
- 食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、全面的な介助を必要とする
- 全面的な認知機能の低下がみられ、それに伴う多くの行動・心理症状※がみられる

要介護5
- 起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などがほとんどできない
- 日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする
- 意思の疎通ができないことが多い

※行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。
出典:(公財)生命保険文化センターホームページ「ひと目でわかる生活設計情報」をもとに作成

■介護は高齢者だけのリスクではなく、誰にでも起こりうる可能性があります。

例1 ケガによる要介護認定事例(40代・男性)

介護保障5型(要支援1以上)

通勤途上の事故により、脊椎損傷。
後遺障害が残り公的介護保険制度の「要支援1」と認定された。

支払保険金　軽度介護一時金 50万円

例2 病気による要介護認定事例(70代・女性)

両親介護保障6型(要介護2以上)

心筋梗塞の発症により、身体に障害が残り、
公的介護保険制度の「要介護2」と認定された。

支払保険金　介護一時金 500万円

5 介護の保障 本人・配偶者・こども・両親以外の同居親族

●介護保障

介護保障

■本人・配偶者・こども・同居の親族（本人・配偶者の両親を除く）の介護が必要となった場合の保障です。
■公的介護保険の対象外である40才未満の方も保障の対象となります。（軽度介護一時金を除く）
■ご加入の型により、お支払い要件となる要介護認定の度合いが異なります。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1型・2型					介護諸費用保険金／介護一時金		
3型・4型				介護諸費用保険金／介護一時金			
5型・6型	軽度介護一時金			介護諸費用保険金／介護一時金			

・1型、2型にご加入の場合：要介護3～要介護5のいずれかと認定された場合、介護諸費用保険金、介護一時金をお支払いします。
・3型、4型にご加入の場合：要介護2～要介護5のいずれかと認定された場合、介護諸費用保険金、介護一時金をお支払いします。
・5型、6型にご加入の場合：要支援1～要介護1のいずれかと認定された場合、軽度介護一時金を1回に限りお支払いします。
もしくは 要介護2～要介護5のいずれかと認定された場合、介護諸費用保険金、介護一時金をお支払いします。

■軽度介護一時金:公的介護保険の対象である40才以上の方で公的介護保険制度に基づく「要支援1」「要支援2」「要介護1」の認定を受けた方が対象となります。（公的介護保険制度に基づく認定を受けていない場合は対象外）

支払要件	要介護3以上		要介護2以上		要支援1以上	
保障内容/型	1型	2型	3型	4型	5型	6型
介護諸費用保険金（月額）	5万円	10万円	5万円	10万円	5万円	10万円
介護一時金	50万円	100万円	50万円	100万円	50万円	100万円
軽度介護一時金	—	—	—	—	50万円	50万円

月払保険料 保障対象となる方の年令 性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
24才以下	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	要支援1以上プランは40才未満の方はご加入できません			
25～29才	10円	10円	10円	20円	10円	10円	10円	20円				
30～34才	10円	20円	20円	30円	10円	20円	30円	30円				
35～39才	20円	30円	50円	60円	30円	30円	50円	70円				
40～44才	50円	60円	90円	130円	50円	70円	110円	140円	60円	80円	120円	150円
45～49才	100円	120円	190円	250円	110円	150円	230円	300円	120円	160円	240円	310円
50～54才	190円	240円	390円	490円	240円	300円	480円	610円	250円	310円	490円	620円
55～59才	380円	470円	760円	940円	490円	620円	980円	1,230円	520円	650円	1,010円	1,260円
60～64才	720円	880円	1,440円	1,770円	980円	1,210円	1,950円	2,420円	1,050円	1,270円	2,020円	2,480円
65～69才	1,360円	1,610円	2,720円	3,210円	1,920円	2,290円	3,830円	4,590円	2,140円	2,480円	4,050円	4,780円
70～74才	2,610円	2,910円	5,210円	5,810円	3,790円	4,300円	7,580円	8,610円	4,340円	4,760円	8,130円	9,070円
75～79才	5,030円	5,220円	10,070円	10,440円	7,420円	7,870円	14,840円	15,750円	8,710円	8,930円	16,130円	16,810円
80～84才	9,590円	9,590円	19,180円	19,180円	13,900円	14,220円	27,800円	28,460円	16,550円	16,470円	30,450円	30,710円

＊軽度介護一時金をお支払いした場合、次年度以降介護保障（5型、6型）に関してはご加入いただけません。（軽度介護一時金の支払事由が発生した時点で介護一時金の保険金額が同額の型へプラン変更となります。例:5型→3型へ移行）

ご加入上の注意

（1）年令は2025年7月1日時点の被保険者（保障対象者）の満年令です。
（2）加入できる方は、本人・配偶者・こども・同居の親族（本人・配偶者の両親を除く）です。（満85才以上の方は新規・継続加入いただけません。）
（3）新規加入・保障の増額・お支払要件の拡大（要介護3以上から要介護2以上、軽度介護一時金追加）には健康状態の告知が必要です。

告知が必要なパターン		今年度加入型					
		1型	2型	3型	4型	5型	6型
前年度加入型	1型		要	要	要	要	要
	2型	—		要	要	要	要
	3型	—	要		要	要	要
	4型	—	—	—		要	要
	5型	—	要	—	要		要
	6型	—	—	—	—	—	

※告知が必要な場合は必ず WEB申込画面または加入申請書（兼告知書）裏面の「告知事項」をよくお読みのうえ 加入申込みください。

（4）次の要介護（支援）状態が要介護（支援）状態の開始日から90日を超えて継続した場合、支払対象期間開始日より保険金をお支払いします。

	公的介護保険の対象者の場合	公的介護保険の対象者・非対象者共通
要介護状態	公的介護保険制度に基づく要介護3以上（1型・2型）または 要介護2以上（3型・4型・5型・6型）または 要支援1以上（5型・6型の軽度介護一時金）の認定を受けた状態	「寝たきりにより介護が必要な状態」または「認知症により介護が必要な状態」に該当する所定の状態（別紙「重要事項説明書」P26～P28参照） ＊5型・6型の軽度介護一時金は対象外
支払対象期間開始日	公的介護保険制度に基づく要介護3以上（1型・2型）または 要介護2以上（3型・4型・5型・6型）または 要支援1以上（5型・6型の軽度介護一時金）の認定の効力が生じた日の午前0時（公的介護保険制度に基づく要介護認定の申請日）	要介護状態であることを医師が診断した日 ＊5型・6型の軽度介護一時金は対象外

（5）保険期間中に保険金の支払い事由が発生した場合、解約されても保険金のお支払い条件に該当する限り介護諸費用保険金が支払われます。
（6）5型、6型の保険金のお支払いにあたっては、年間保険料が必要となります。年間保険料に対して未払込保険料がある場合は、未払込保険料を保険金から差し引いてお支払いさせていただきます。（軽度介護一時金をお支払いする際は、軽度介護一時金特約部分の年間保険料が必要となります）
（7）ご加入される前に「重要事項のご説明」をよくお読みいただき、各保障の詳細について以下をご確認のうえ加入申込みください。

詳細事項	介護保障
①「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いしない主な場合」	別紙「重要事項説明書」P26～P28
②保険期間開始前の発病等の取扱い	別紙「重要事項説明書」P45～P46

6 親の介護に備える保障 本人・配偶者の両親

●両親介護保障

両親介護保障

■本人または配偶者の「両親(同居・別居を問いません。)」の介護が必要となった場合の保障です。
■寝たきり、または認知症などにより公的介護保険制度に基づく要介護認定を受けた状態(または、これに相当すると引受保険会社が認める所定の状態)が90日を超えて継続した場合、一時金を受け取ることができます。
■ご加入の型により、お支払要件となる要介護認定の度合いが異なります。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1型～3型					介護一時金		
4型～6型				介護一時金			
7型～9型	軽度介護一時金			介護一時金			

・1型～3型にご加入の場合:要介護3～要介護5のいずれかと認定された場合、介護一時金を1回に限りお支払いします。
・4型～6型にご加入の場合:要介護2～要介護5のいずれかと認定された場合、介護一時金を1回に限りお支払いします。
・7型～9型にご加入の場合:要支援1～要介護1のいずれかと認定された場合、軽度介護一時金を1回に限りお支払いします。
もしくは、要介護2～要介護5のいずれかと認定された場合、介護一時金を1回に限りお支払いします。

■ケガによる後遺障害も保障されます。(保障内容はP12「通院・ケガ後遺症保障のケガ後遺症」と同じです。)

支払要件		要介護3以上			要介護2以上			要支援1以上		
保障内容/型		1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	8型	9型
介護一時金		100万円	300万円	500万円	100万円	300万円	500万円	100万円	300万円	500万円
軽度介護一時金		—	—	—	—	—	—	50万円	50万円	50万円
ケガ後遺症(加入保障額)		最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)	最高30万円(15万円)
月払保険料	保障対象となる方(親)の年令 40～44才	20円	30円	40円	20円	30円	50円	30円	40円	60円
	45～49才	20円	50円	80円	30円	60円	100円	40円	70円	110円
	50～54才	40円	100円	150円	50円	130円	200円	60円	140円	210円
	55～59才	70円	200円	330円	100円	280円	460円	130円	310円	490円
	60～64才	150円	430円	710円	220円	630円	1,040円	310円	720円	1,130円
	65～69才	330円	960円	1,590円	490円	1,460円	2,430円	650円	1,620円	2,590円
	70～74才	710円	2,100円	3,500円	1,100円	3,290円	5,470円	1,530円	3,720円	5,900円
	75～79才	1,520円	4,540円	7,570円	2440円	7,290円	12,140円	3,490円	8,340円	13,190円
	80～84才	3,860円	11,570円	19,280円	6,270円	18,800円	31,330円	8,610円	21,140円	33,670円

*介護一時金をお支払いした場合、次年度以降両親介護保障に関してはご加入いただけません。(介護一時金の支払事由が発生した時点での解約となります)
*軽度介護一時金をお支払いした場合、次年度以降両親介護保障(7型～9型)に関してはご加入いただけません。(軽度介護一時金の支払事由が発生した時点で介護一時金の保険金額が同額の型へプラン変更となります。例:8型→5型へ移行)

ご加入上の注意

(1)年令は2025年7月1日時点の被保険者(保障対象者)の満年令です。
(2)加入できる方は、本人または配偶者の「両親(同居・別居を問いません。)」です。(満85才以上の方は新規・継続加入いただけません。)
*重複加入はできません。(夫婦・親子・兄弟姉妹でハッピーライフにご加入の場合)
(3)新規加入・保障の増額・お支払要件の拡大(要介護3以上から要介護2以上あるいは要支援1以上など)には健康状況の告知が必要です。

告知が必要なパターン		今年度加入型								
		1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	8型	9型
前年度加入型	1型		要	要	要	要	要	要	要	要
	2型	—		要	要	要	要	要	要	要
	3型	—	—		要	要	要	要	要	要
	4型	—	要	要		要	要	要	要	要
	5型	—	—	要	—		要	要	要	要
	6型	—	—	—	—	—		要	要	要
	7型	—	要	要	—	要	要		要	要
	8型	—	—	要	—	—	要	—		要
	9型	—	—	—	—	—	—	—	—	

*告知が必要な場合は必ずWEB申込画面または加入申請書裏面の「告知事項」をよくお読みのうえ加入申込みください。

(4)保険金のお支払いにあたっては、年間保険料が必要となります。年間保険料に対して未払込保険料がある場合は、未払込保険料を保険金から差し引いてお支払いさせていただくこともできます。(7～9型のご加入者に軽度介護一時金をお支払いする際は、軽度介護一時金特約部分の年間保険料が必要となります)
(5)ご加入される前に別紙「重要事項説明書」をよくお読みいただき、各保障の詳細について以下をご確認のうえ加入申込みください。

詳細事項	両親介護保障
①「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いしない主な場合」	別紙「重要事項説明書」P18～P19・P29
②保険期間開始前の発病等の取扱い	別紙「重要事項説明書」P44～P46
③ケガ後遺症の保障イメージ	別紙「重要事項説明書」P52
④ケガ後遺症の後遺障害等級と所定の保険金支払割合	別紙「重要事項説明書」P48～P51

7 身の回りの事故の保障

●賠償責任保障　●アクティブ保障

CHECK!

ご自身の所持品の破損に対する保障等 さまざまなリスクに対する保障もあります！

■偶然な事故によって他人にケガをさせてしまったり他人の物を壊してしまうなど法律上の損害賠償責任を負ってしまった！そんなときには、賠償責任保障の対象となります。

例1

自転車搭乗中に
歩行者にぶつかり、
相手方がくも膜下出血。
治療費等の賠償となった。

日常生活賠償保険金 **3,500万円**

例2

子どもがキャッチボールを
していて、投げたボールが
誤って他人の車両にあたり、
車両が破損した。

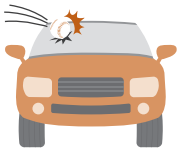

日常生活賠償保険金 **20万円**

＜示談交渉サービスのご利用条件＞

日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引き受けします。
ただし、以下の場合は示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。

（1）1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに越える場合
（2）相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
（3）相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
（4）被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

■身の回り品や預かりモノを壊してしまった！そんなときには、アクティブ保障の対象となります。

例1

ゴルフ中にボールを打った際、
ドライバーのヘッドと
シャフトが折れ、
修理不能になった。

携行品損害保険金 **97,000円**

（再調達価額※1）100,000円 ー（免責金額）3,000円

例2

学校から借りていた
タブレットを壊して
学校に対する損害賠償責任を
負ってしまった

受託物賠償責任保険金 **49,000円**

損害額（時価額※2）50,000円 ー（免責金額）1,000円

※1 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額
※2 事故が発生した地および時における用品の価格

その他「携行品」の対象となるもの！

・スマートフォン　・スーツ　・時計
・カバン　・メガネ　・カメラ　等

※対象外となるものの一覧はP24 Q9をご参照ください。

賠償責任保障

■日常生活における偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合の保障です。（業務上の事故・自動車事故・賃貸住宅の損壊等による損害賠償責任は保障対象外となります。）
■日本国内で誤って線路に立ち入り電車を止めてしまった場合等、身体障害・財物損壊を伴わない電車等の運行不能についての賠償責任も保障します。

賠償責任	国内：無制限 海外：1億円<自己負担額:なし>
本人ケガ後遺症（加入保障額）※	最高 70万円(35万円)
月払保険料	80円

※保障内容はP12「ケガ後遺症保障」と同じです。

国内示談交渉サービス付

＊示談交渉については事前に引受保険会社へご相談ください。
（示談交渉サービスをご利用いただくには諸条件があります。）

アクティブ保障

■携行品（外出先で携行している身の回り品）の盗難・偶然な事故による破損等の保障および他人から預かった物（受託物）が損壊・盗難・紛失にあったことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合の保障です。（保障対象外となる携行品・受託物もあります。）携行品損害は国内外とも保障対象となりますが、受託物賠償は日本国内において他人から預かった受託物のみ保障対象となります。
■ホールインワン・アルバトロス達成時の保障もあります。日本国内のみが保障対象です。
■原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
■ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は別紙「重要事項説明書」P33をご参照ください。
①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

重要
●セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは原則保険金支払いの対象外となります。
●例外として、以下の場合に限り、保険金をお支払いすることがあります。
・同伴競技者と同伴競技者以外の第3者が、ショットからカップインまでの一連のボールの行方をすべて連続的に目視している場合（詳細は別紙「重要事項説明書」P33をご確認ください。）

保障内容／型	A型	B型	C型	D型
携行品損害	30万円限度	20万円限度	30万円限度	20万円限度
	<自己負担額:3,000円>			
受託物賠償	30万円限度	20万円限度	30万円限度	20万円限度
	<自己負担額:1,000円>			
ホールインワン・アルバトロス費用	70万円限度	50万円限度	—	—
	<自己負担額:なし>			
本人ケガ後遺症（加入保障額）※	最高 70万円(35万円)			
月払保険料 1.本人型	500円	340円	190円	120円
月払保険料 2.夫婦型	700円	480円	230円	150円
月払保険料 3.家族型	1,030円	730円	290円	200円

＊上記の携行品損害・受託物賠償の保障額は、保険期間通算の限度額であり、かつ、被保険者（保障対象者）全員で共有する限度額となります。被保険者（保障対象者）の範囲は別紙「重要事項説明書」P7をご参照ください。
※本人以外のケガ後遺症の保障額は以下のとおりです。
配偶者（夫婦・家族型）：最高70万円（加入保障額35万円）、親族（家族型）：最高30万円（加入保障額15万円）
保障内容は以下のとおりです。
本人:P12「ケガ後遺症保障」と同じ、本人以外:P12「通院・ケガ後遺症保障」と同じ。

ご加入上の注意

（1）加入できる方は、本人のみです。
（2）各保障に加入したことにより自動的に被保険者（保障対象者）になれる方は以下の○印の方となります。詳細は別紙「重要事項説明書」P7をご参照ください。

保障			本人	配偶者	親族
賠償責任保障			○	○	○
アクティブ保障	・携行品損害 ・ホールインワン・アルバトロス費用 ・ケガ後遺症	本人型	○	×	×
		夫婦型	○	○	×
		家族型	○	○	○
	・受託物賠償	すべての型	○	○	○

＊親族とは、本人またはその配偶者と同居の親族（本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族）・本人またはその配偶者と別居の未婚（婚姻歴のないことをいいます。）の子をいいます。
＊本人と本人以外の被保険者の続柄は保険金支払事由発生時点でのものをいいます。
（3）ご加入される前に別紙「重要事項説明書」をよくお読みいただき、各保障の詳細について以下をご確認のうえ加入申込みください。

詳細事項	賠償責任保障	アクティブ保障
①「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いしない主な場合」	別紙「重要事項説明書」P18～P19・P30	別紙「重要事項説明書」P18～P19・P31～P33
②保障対象外となる主な携行品・受託物	—	別紙「重要事項説明書」P31～P32
③ケガ後遺症の保障イメージ	別紙「重要事項説明書」P52	
④他の保険契約等がある場合の支払保険金	別紙「重要事項説明書」P55	
⑤ケガ後遺症の後遺障害等級と所定の保険金支払割合	別紙「重要事項説明書」P48～P51	

ハッピーライフQ&A

皆さんからよくある疑問、質問をまとめました。

加入の可否

<Q1> 娘が結婚しましたが、引続き加入できますか?

A1 死亡(高度障害)保障以外は加入できます。
(死亡(高度障害)保障は本人が扶養するこどものみ加入できます。)
結婚によって姓が変わっている場合は、<Q13>をご覧ください。
※なお、結婚に伴い別居される場合には賠償責任保障、アクティブ保障(家族型)は保障の対象外となります。

<Q2> 本年度定年退職する予定ですが、保障はどうなりますか?

A2 保障は退職まで有効なので継続してください。
退職と同時に自動終了(脱退)となります。
退職後は「ハッピーライフ退職者保障」に加入することができます。
*退職時にハッピーライフに加入していないと「ハッピーライフ退職者保障」に加入できません。
*「ハッピーライフ退職者保障」の概要については、P27～P28をご覧ください。

<Q3> 夫婦で同じ会社に勤務していますが、本人の保障ではなく配偶者の家族の保障で加入できますか?

A3 死亡(高度障害)保障以外は、加入できます。ただし、本人の保障と重複して加入することはできません。
(死亡(高度障害)保障は、本人としての加入資格を有する配偶者は、本人として加入してください。)
*親子･兄弟姉妹間も同様です。
*同じ会社でなくても、ハッピーライフを募集している会社に勤務している場合も同様です。

保障内容

<Q4> 「ケガ」とはどういうものをいうのでしょうか?

A4 ケガとは、「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った障害」をいいます。
たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ･テニスなどのスポーツを繰り返し行うことに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症･ヘルニア、腰椎分離症、すべり症などは上記要素を満たさないため、ケガではなく、疾病扱いとなります。詳しくは、別紙「重要事項説明書」P39～P41の<※印の用語のご説明>をご覧ください。

<Q5> 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか?

A5 病名を確定診断された日ではなく、入院･手術･高度医療による治療･自宅療養などの原因となった病気(「医学上因果関係がある病気」も含みます)を実際に医師が診察した日(=初診日)となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

<Q6> 妊娠･出産･早産または流産で入院、手術をした場合に保障対象になりますか?

A6 異常分娩等で公的医療保険の「療養の給付」等の支払対象となる入院･手術のみ保障対象となります。
例えば、出産のために自費で入院となりましたが、器具を用いて児頭を吸引するような手術(吸引娩出術等)を健康保険を使って受けた場合別紙「重要事項説明書」P39～P41の<※印の用語の説明>に記載されている「手術」に該当すれば、入院保険金の対象とはならないものの、疾病手術保険金は対象となります。なお、入院保険金の対象とはならない期間に受けた手術は「入院中以外」の手術となります。

<Q7> ハッピーライフは海外でも保障されますか?

A7 高度医療保障およびアクティブ保障の下記は保障されませんが、それ以外は保障されます。
(賠償責任保障の一部保障および示談交渉サービスは日本国内のみのご利用となります。)
･受託物賠償(海外で受託した物)　･ホールインワン･アルバトロス費用

<Q8> アクティブ保障(携行品損害)家族型加入。夫の所有物を妻が携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか?

A8 家族型加入であっても、被保険者(奥様)の所有物でないため保障対象になりません。

保障内容

<Q9> アクティブ保障（携行品損害）で携行品の対象外となるものはなにがありますか?

A9 以下、補償の対象外となる主な「携行品」をご確認お願いいたします。

補償対象外となる主な『携行品』

船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型（無人機等・無人ヘリコプター（ドローン）を含みます。）およびこれらの付属品、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、

稿本（本などの原稿）・設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）・帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

<Q10> 死亡保険金受取人は誰でも指定できますか?

A10 死亡保険金受取人を指定する場合は、原則として、被保険者（加入者）の配偶者または2親等内の血族（祖父母・父母・兄弟姉妹・こども）をご指定ください。
死亡保険金受取人を指定する場合は1名となります。2名以上の指定はできません。
死亡保険金受取人を「法定相続人」「ホウテイソウゾクニン」と指定することはできません。

<Q11> 死亡保険金受取人を指定しない場合、どうなりますか?

A11 死亡保険金受取人を指定しない場合、生命保険会社の約款に定められた順位となります。具体的には、被保険者の①配偶者、②こども（こどもが死亡している場合は、その直系卑属）、③父母、④祖父母、⑤兄弟姉妹の順位に従って死亡保険金受取人とします。同順位の者が2名以上あるときには、その人数によって等分するものとします。

健康状況告知

<Q12> 一度 保障を解約（脱退）すると、再加入はできないのですか?

A12 再加入時の健康状況告知の回答に「はい」となる項目が1つもない場合は加入できます。
＊再加入の保障は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については保障対象外となる場合があります。
健康状況告知の必要がない「通院（通院・ケガ後遺症）保障1型～3型、ケガ後遺症保障、賠償責任保障、アクティブ保障」は再加入できます。

訂正・変更

<Q13> 結婚して、姓が変わったので訂正したいのですがどうすればいいですか?

A13 加入申請書（兼告知書）に打ち出してある旧姓を新姓に訂正し(カタカナ記入)、訂正印および申込印（告知印）欄に押印のうえ提出してください。WEBから変更される場合、WEB申込画面の「被保険者の情報」から変更手続きを行ってください。詳細は「ハッピーライフ　WEB申込　操作マニュアル」をご確認ください。

その他

<Q14> ハッピーライフは掛捨てですか?

A14 がん保障G型以外は掛捨てです。

<Q15> 「ご加入内容のお知らせ」はいつ頃届きますか?

A15 7月下旬にらいなびから配信されます。

その他FAQについては右記からご確認ください。

https://www.tip-net.com/web-hl-FAQ/

参考　保険料の改定（前年度との差額）

主な保険料改定理由

○自宅療養保障…保険金お支払い増加に伴う保険料改定
○両親介護保障…割引率の改定
○その他の保障…加入者の年令構成の変化に伴う保険料改定

■医療保障

月払保険料

本　人　年令／型		1型	2型	3型	4型	5型	6型
15～39才	差額	＋10円	0円	＋10円	＋10円	0円	＋10円
40～49才		0円	0円	＋10円	＋10円	＋10円	＋10円
50～59才		0円	0円	＋10円	＋10円	＋10円	＋10円
60～64才		0円	0円	-10円	-10円	-10円	-10円
65～69才		0円	-10円	-10円	-10円	-10円	-20円
70～74才		0円	-20円	-20円	-30円	-50円	-50円
75～79才		＋10円	＋20円	＋20円	＋30円	＋40円	＋40円
80～84才		0円	-10円	0円	-10円	-10円	-10円
85～89才		0円	0円	0円	-10円	-10円	-10円
90才以上		0円	0円	0円	0円	0円	0円

月払保険料

家　族　年令／型		1型	2型	3型	4型	5型	6型
0～39才	差額	0円	0円	0円	0円	＋10円	＋10円
40～49才		0円	0円	0円	0円	0円	0円
50～59才		0円	＋10円	0円	0円	＋10円	＋10円
60～64才		0円	0円	0円	＋10円	＋10円	＋10円
65～69才		0円	0円	0円	0円	0円	0円
70～74才		0円	0円	0円	0円	0円	0円
75～79才		0円	0円	0円	＋10円	0円	＋10円
80～84才		0円	＋10円	0円	＋10円	0円	＋10円
85～89才		0円	0円	0円	0円	0円	0円
90才以上		0円	0円	0円	0円	0円	0円

■自宅療養保障

月払保険料

年令／型		1型	2型	3型	4型
59才以下	差額	＋90円	＋120円	＋170円	＋210円
60才以上		＋70円	＋110円	＋150円	＋180円

■通院保障

月払保険料

型	1型	2型	3型	4型	5型	6型
差額	0円	0円	0円	0円	0円	＋10円

■通院・ケガ後遺症保障

月払保険料

型	1型	2型	3型	4型	5型	6型
差額	0円	0円	0円	0円	0円	＋10円

■両親介護保障

月払保険料

年令／型		1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	8型	9型
40～44才	差額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
45～49才		0円	0円	+10円	0円	0円	+10円	0円	0円	+10円
50～54才		0円	+10円	0円	0円	+10円	+10円	0円	+10円	+10円
55～59才		0円	+10円	+10円	0円	+10円	+20円	0円	+10円	+20円
60～64才		+10円	+20円	+40円	+10円	+30円	+50円	+10円	+30円	+50円
65～69才		+20円	+50円	+70円	+20円	+70円	+120円	+30円	+80円	+130円
70～74才		+40円	+100円	+170円	+50円	+160円	+260円	+70円	+180円	+280円
75～79才		+70円	+210円	+360円	+120円	+350円	+570円	+170円	+400円	+620円
80～84才		+180円	+550円	+910円	+290円	+890円	+1,490円	+400円	+1,000円	+1,600円

参考

定年退職（再雇用満了）後の保障 【死亡（高度障害）保障】【医療保障】【高度医療保障】【賠償責任保障】

●ハッピーライフ退職者保障（本人・配偶者）

ハッピーライフ退職者保障とは？

定年退職後も継続できる退職者向けのハッピーライフです。
退職時に制度移行をすることで、退職後も安心できる保障が確保できます。
（退職時に個別にご案内します。）

ハッピーライフ退職者保障のパンフレットについてこちらから確認いただけます。

https://www.tip-net.com/hl_lp_tmc/library/

制度移行資格	**ハッピーライフに加入している定年退職者**（それに準ずる者を含みます。）と**その配偶者**
保障期間	**●団体保険** …… 毎年7月1日～1年間 ＊初年度は、退職日から加入。 ＊「死亡（高度障害）」は満79才まで、「高度医療」「通院（4～6型）」「がん·1年更新型」は89才まで、「医療」「賠償責任」「アクティブ」は終身継続可（ただし、「医療」の90才以降はケガのみ保障）、「介護」は84才まで継続可能。 ＊「がん·終身型」は加入日（責任開始日）～終身 **●個人保険** …… 加入日～終身
保険料払込	●加入時 …… 加入月の23日（振替日が金融機関休業の場合は翌営業日）に引落し ●翌年度以降 …… 半年払型は、指定口座から年2回（7·1月）の引落しです。

退職者保障に移行する際、またそれ以降、原則新規加入や増額はできません

定年退職（再雇用満了）後の保障 ラインアップ

定年

在職中の保障	定年退職（再雇用満了）後の保障		
死亡（高度障害）保障	→	死亡（高度障害）保障	団体保険（半年払型）
医療保障	→	医療保障	団体保険（半年払型） 個人保険（年払終身プラン）
高度医療保障	→	高度医療保障	団体保険（半年払型） オプション
自宅療養保障	終了となります		
通院保障／ケガ後遺症保障	→	医療保障	団体保険（半年払型）
	→	通院保障	団体保険（半年払型）
介護保障	→	介護保障	団体保険（半年払型）
両親介護保障	終了となります		
賠償責任保障	→	賠償責任保障	団体保険（半年払型）
アクティブ保障	→	アクティブ保障	団体保険（半年払型）
がん保障	→	がん保障	団体保険（半年払型）

次ページ以降は、2025年度（2025年7月1日～）の保障内容と保険料です。（概要を記載しているため、詳細は別途お配りする退職者保障のパンフレット等をご確認ください。）

＊将来変更となる場合があります。
＊団体保険にはスケールメリットによる割引が適用されています。
＊「医療保障」については、年令は2025年7月1日時点の被保険者（保障対象者）の満年令です。

死亡（高度障害）保障　団体保険（半年払型）

年令/保障額			100万円	200万円	300万円（本人のみ）	400万円（配偶者のみ）	500万円	1,000万円（本人のみ）
半年払保険料	55～59才	男性	1,117円	2,234円	3,352円	4,469円	5,586円	11,172円
		女性	706円	1,411円	2,117円	2,822円	3,528円	7,056円
	60～64才	男性	3,410円	6,821円	10,231円	13,642円	17,052円	34,104円
		女性	1,705円	3,410円	5,116円	6,821円	8,526円	17,052円
	65～69才	男性	5,116円	10,231円	15,347円	20,462円	25,578円	51,156円
		女性	2,470円	4,939円	7,409円	9,878円	12,348円	24,696円
	70～74才	男性	8,056円	16,111円	24,167円	32,222円	40,278円	
		女性	3,998円	7,997円	11,995円	15,994円	19,992円	
	75～79才	男性	14,465円	28,930円	43,394円	57,859円	72,324円	
		女性	6,938円	13,877円	20,815円	27,754円	34,692円	

○上記は確定保険料です。ただし、保険料は毎年の更新日に再計算し適用します。年令は2025年7月1日時点の被保険者（保障対象者）の満年令です。
○退職時にハッピーライフ死亡（高度障害）保障に加入している本人・配偶者が対象です。
○ハッピーライフ死亡（高度障害）保障加入額を超えての加入はできません。
○配偶者の加入には本人の加入が必要です。（加入額は本人の加入額以下）
○本人が脱退された場合（死亡・所定の高度障害状態になられた場合を含む）、配偶者も同時に脱退となります。

医療保障　団体保険（半年払型）

保障内容/型			1型	2型	3型	4型	5型
入院日額（病気・ケガ）			2,000円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円
生活習慣病			+1,000円	+1,000円	+2,000円	+3,000円	+5,000円
手術	病気	入院中	4万円	6万円	10万円	14万円	20万円
		入院中以外	1万円	1.5万円	2.5万円	3.5万円	5万円
		放射線治療	2万円	3万円	5万円	7万円	10万円
	ケガ	入院中	2万円	3万円	5万円	7万円	10万円
		入院中以外	1万円	1.5万円	2.5万円	3.5万円	5万円
ケガ後遺症			最高200万円	最高200万円	最高400万円	最高400万円	最高400万円

半年払保険料		1型	2型	3型	4型	5型
55～59才	男性	5,040円	7,130円	12,170円	16,930円	24,310円
	女性	4,100円	5,820円	9,930円	13,760円	19,670円
60～64才	男性	6,550円	9,300円	15,860円	22,130円	31,910円
	女性	5,280円	7,510円	12,800円	17,800円	25,560円
65～69才	男性	8,250円	11,740円	20,000円	27,980円	40,430円
	女性	6,670円	9,510円	16,180円	22,580円	32,500円
70～74才	男性	11,010円	15,640円	26,640円	37,380円	54,190円
	女性	9,320円	13,280円	22,610円	31,670円	45,790円
75～79才	男性	11,990円	17,020円	29,020円	40,730円	59,100円
	女性	10,610円	15,110円	25,720円	36,060円	52,240円
80～84才	共通	18,490円	26,070円	44,580円	62,800円	91,650円
85～89才	共通	20,920円	29,370円	50,310円	70,950円	103,770円
90～終身	共通	680円	880円	1,570円	1,980円	2,580円

○90才以上の加入者はケガのみ保障となります。（病気による入院・手術・放射線治療が保障対象外）
○生活習慣病での入院を増額保障しないコース設定も選択可能です。

オプション 高度医療保障　団体保険（半年払型）

高度医療費用	3,000万円限度
半年払保険料	300円

○高度医療を受けるための保険医療機関までの交通費およびその宿泊費（1泊1万円限度）も保障されます。
○90才以上の方はご加入いただけません。
○医療保障（団体保険）にご加入が前提となります。

個人保険（年払終身プラン）

保障内容／型		3,000円	5,000円	7,000円
入院		3,000円/日	5,000円/日	7,000円/日
手術	入院中の手術	3万円	5万円	7万円
	外来での手術	1.5万円	2.5万円	3.5万円
年払保険料	60才男性	25,635円	42,725円	59,815円
	60才女性	21,150円	35,250円	49,350円

「医療保険A（エース）セレクト」医療保険（無解約返戻金型）（22）無配当　口座振替扱　保険期間・保険料払込期間：終身　支払限度の型：60日型　手術給付金の型：手術I型
○所定の条件を満たした場合、ハッピーライフ「医療保障」を一生涯保障に移行できます。
○配偶者の単独加入も可能です。
○移行後契約は、2024年11月現在の商品を記載しています。今後変更となる場合がありますので、移行時に必ず移行後契約の商品内容をご確認ください。

オプション 先進医療特約（無解約返戻金型）

先進医療費用	2,000万円限度
年払保険料	1,380円

○技術料と約款所定の交通費・宿泊費（1泊につき1万円限度）をお支払いします。
※高度医療保障にご加入が前提となります。
○生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要（移行制度専用）」「注意喚起情報（移行制度専用）」「ご契約のしおり・約款」「ご契約のしおり・約款（移行制度専用）」をご覧ください。

2024-C-0794（2024/12/11-2026/12/31）

その他の保障の保険料については、ハッピーライフ退職者保障のパンフレットにてご確認ください。

参考　生命保険料控除について

●生命保険料控除 …… 1年間に支払った保険料（生命保険や損害保険）の金額によって、所得税と住民税の負担が軽減（所得控除）される制度です。

ハッピーライフの保険料を給与控除されている方は、原則、年末調整するためのデータを勤務先にお渡ししているため、生命保険料控除証明書の発行を省略しております。
ただし、年末調整ができない方（2025年12月以前に退職される方、所得が2,000万円を超える方など）は生命保険料控除証明書が必要になりますので、豊通保険パートナーズまでお問合わせください。
（注）今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。（2024年12月現在）

ハッピーライフでは、以下の保障が生命保険料控除の対象となります。

生命保険料控除の対象となる保障	幹事保険会社	月払保険料に対する控除対象保険料	対象となる保険料控除制度
死亡（高度障害）保障	日本生命	全額が控除対象	一般生命保険料控除
医療保障（本人）	三井住友海上	一部 *1 が対象<別表1>へ	介護医療保険料控除
医療保障（家族）	三井住友海上	一部 *1 が対象<別表2>へ	
通院保障（本人）	三井住友海上	一部 *1 が対象<別表3>へ	
通院・ケガ後遺症保障（家族）	三井住友海上	一部 *1 が対象<別表3>へ	
高度医療保障	三井住友海上	全額が控除対象	
自宅療養保障	三井住友海上	全額が控除対象	
介護保障	あいおいニッセイ同和	全額が控除対象	
両親介護保障	三井住友海上	一部 *1 が対象<別表4>へ	
がん保障（終身型）	アフラック	全額が控除対象	一般生命保険料控除（契約日が2011年12月31日までの契約）
			介護医療保険料控除（契約日が2012年1月1日以降の契約）
がん保障（1年更新型）	三井住友海上（K型）	一部 *1 が対象<別表5>へ	介護医療保険料控除
	東京海上日動（R型）	全額が控除対象	

（注）ケガ後遺症保障（本人）・アクティブ保障・賠償責任保障は生命保険料控除の対象外となります。
*1・・・月払保険料のうち、疾病部分の保険料が生命保険料控除の対象となります。

（単位:円）

<別表1>

■医療保障（本人）

		2024年保険料（2025年1月～2025年6月）						2025年保険料（2025年7月～2025年12月）					
		1型	2型	3型	4型	5型	6型	1型	2型	3型	4型	5型	6型
月払保険料	15～39才	480	810	1,120	1,620	1,950	2,430	490	810	1,130	1,630	1,950	2,440
	40～49才	630	1,060	1,480	2,150	2,580	3,200	630	1,060	1,490	2,160	2,590	3,210
	50～59才	910	1,540	2,160	3,160	3,780	4,690	910	1,540	2,170	3,170	3,790	4,700
	60～64才	1,580	2,690	3,790	5,520	6,620	8,200	1,580	2,690	3,780	5,510	6,610	8,190
	65～69才	1,800	3,060	4,310	6,270	7,520	9,310	1,800	3,050	4,300	6,260	7,510	9,290
	70～74才	2,130	3,630	5,110	7,460	8,940	11,090	2,130	3,610	5,090	7,430	8,890	11,040
	75～79才	2,260	3,850	5,430	7,930	9,490	11,760	2,270	3,870	5,450	7,960	9,530	11,800
	80～84才	3,080	5,260	7,420	10,860	13,020	16,100	3,080	5,250	7,420	10,850	13,010	16,090
	85～89才	3,370	5,770	8,150	11,940	14,330	17,700	3,370	5,770	8,150	11,930	14,320	17,690
控除対象保険料	15～39才	400	670	930	1,340	1,620	2,020	410	670	940	1,350	1,620	2,030
	40～49才	550	920	1,290	1,870	2,250	2,790	550	920	1,300	1,880	2,260	2,800
	50～59才	830	1,400	1,970	2,880	3,450	4,280	830	1,400	1,980	2,890	3,460	4,290
	60～64才	1,500	2,550	3,600	5,240	6,290	7,790	1,500	2,550	3,590	5,230	6,280	7,780
	65～69才	1,720	2,920	4,120	5,990	7,190	8,900	1,720	2,910	4,110	5,980	7,180	8,880
	70～74才	2,050	3,490	4,920	7,180	8,610	10,680	2,050	3,470	4,900	7,150	8,560	10,630
	75～79才	2,180	3,710	5,240	7,650	9,160	11,350	2,190	3,730	5,260	7,680	9,200	11,390
	80～84才	3,000	5,120	7,230	10,580	12,690	15,690	3,000	5,110	7,230	10,570	12,680	15,680
	85～89才	3,290	5,630	7,960	11,660	14,000	17,290	3,290	5,630	7,960	11,650	13,990	17,280

（単位:円）

＜別表2＞

■医療保障（家族）

		2024年保険料（2025年1月～2025年6月）						2025年保険料（2025年7月～2025年12月）					
		1型	2型	3型	4型	5型	6型	1型	2型	3型	4型	5型	6型
月払保険料	0～39才	320	480	790	1,110	1,600	1,910	320	480	790	1,110	1,610	1,920
	40～49才	370	550	940	1,310	1,900	2,290	370	550	940	1,310	1,900	2,290
	50～59才	460	660	1,110	1,570	2,260	2,710	460	670	1,110	1,570	2,270	2,720
	60～64才	560	820	1,380	1,920	2,790	3,350	560	820	1,380	1,930	2,800	3,360
	65～69才	660	960	1,600	2,270	3,290	3,950	660	960	1,600	2,270	3,290	3,950
	70～74才	830	1,210	2,050	2,890	4,190	5,030	830	1,210	2,050	2,890	4,190	5,030
	75～79才	920	1,320	2,230	3,130	4,570	5,480	920	1,320	2,230	3,140	4,570	5,490
	80～84才	1,390	1,970	3,360	4,730	6,920	8,290	1,390	1,980	3,360	4,740	6,920	8,300
	85～89才	1,540	2,180	3,720	5,260	7,680	9,210	1,540	2,180	3,720	5,260	7,680	9,210
	90才以上	70	110	180	250	360	430	70	110	180	250	360	430
控除対象保険料	0～39才	250	370	610	860	1,240	1,480	250	370	610	860	1,250	1,490
	40～49才	300	440	760	1,060	1,540	1,860	300	440	760	1,060	1,540	1,860
	50～59才	390	550	930	1,320	1,900	2,280	390	560	930	1,320	1,910	2,290
	60～64才	490	710	1,200	1,670	2,430	2,920	490	710	1,200	1,680	2,440	2,930
	65～69才	590	850	1,420	2,020	2,930	3,520	590	850	1,420	2,020	2,930	3,520
	70～74才	760	1,100	1,870	2,640	3,830	4,600	760	1,100	1,870	2,640	3,830	4,600
	75～79才	850	1,210	2,050	2,880	4,210	5,050	850	1,210	2,050	2,890	4,210	5,060
	80～84才	1,320	1,860	3,180	4,480	6,560	7,860	1,320	1,870	3,180	4,490	6,560	7,870
	85～89才	1,470	2,070	3,540	5,010	7,320	8,780	1,470	2,070	3,540	5,010	7,320	8,780
	90才以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

＜別表3＞

（単位:円）

■通院保障

	1型	2型	3型	4型	5型	6型	1型	2型	3型	4型	5型	6型
月払保険料	90	180	260	140	290	410	90	180	260	140	290	420
控除対象保険料	0	0	0	50	110	150	0	0	0	50	110	160

（単位:円）

■通院・ケガ後遺症保障

	1型	2型	3型	4型	5型	6型	1型	2型	3型	4型	5型	6型
月払保険料	370	630	1,000	420	740	1,150	370	630	1,000	420	740	1,160
控除対象保険料	0	0	0	50	110	150	0	0	0	50	110	160

参考　生命保険料控除について

（単位:円）

＜別表4＞

■両親介護保障

		2024年保険料（2025年1月～2025年6月）									2025年保険料（2025年7月～2025年12月）								
		1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	8型	9型	1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型	8型	9型
月払保険料	40～44才	20	30	40	20	30	50	30	40	60	20	30	40	20	30	50	30	40	60
	45～49才	20	50	70	30	60	90	40	70	100	20	50	80	30	60	100	40	70	110
	50～54才	40	90	150	50	120	190	60	130	200	40	100	150	50	130	200	60	140	210
	55～59才	70	190	320	100	270	440	130	300	470	70	200	330	100	280	460	130	310	490
	60～64才	140	410	670	210	600	990	300	690	1,080	150	430	710	220	630	1,040	310	720	1,130
	65～69才	310	910	1,520	470	1,390	2,310	620	1,540	2,460	330	960	1,590	490	1,460	2,430	650	1,620	2,590
	70～74才	670	2,000	3,330	1,050	3,130	5,210	1,460	3,540	5,620	710	2,100	3,500	1,100	3,290	5,470	1,530	3,720	5,900
	75～79才	1,450	4,330	7,210	2,320	6,940	11,570	3,320	7,940	12,570	1,520	4,540	7,570	2,440	7,290	12,140	3,490	8,340	13,190
	80～84才	3,680	11,020	18,370	5,980	17,910	29,840	8,210	20,140	32,070	3,860	11,570	19,280	6,270	18,800	31,330	8,610	21,140	33,670
控除対象保険料	40～44才	10	20	30	10	20	40	20	30	50	10	20	30	10	20	40	20	30	50
	45～49才	10	40	60	20	50	80	30	60	90	10	40	70	20	50	90	30	60	100
	50～54才	30	80	140	40	110	180	50	120	190	30	90	140	40	120	190	50	130	200
	55～59才	60	180	310	90	260	430	120	290	460	60	190	320	90	270	450	120	300	480
	60～64才	130	400	660	200	590	980	290	680	1,070	140	420	700	210	620	1,030	300	710	1,120
	65～69才	300	900	1,510	460	1,380	2,300	610	1,530	2,450	320	950	1,580	480	1,450	2,420	640	1,610	2,580
	70～74才	660	1,990	3,320	1,040	3,120	5,200	1,450	3,530	5,610	700	2,090	3,490	1,090	3,280	5,460	1,520	3,710	5,890
	75～79才	1,440	4,320	7,200	2,310	6,930	11,560	3,310	7,930	12,560	1,510	4,530	7,560	2,430	7,280	12,130	3,480	8,330	13,180
	80～84才	3,670	11,010	18,360	5,970	17,900	29,830	8,200	20,130	32,060	3,850	11,560	19,270	6,260	18,790	31,320	8,600	21,130	33,660

＜別表5＞

（単位:円）

■がん保障（1年更新型）

		K型		K型	
		男性	女性	男性	女性
月払保険料	15～19才	50	90	50	90
	20～24才	60	100	60	100
	25～29才	100	200	100	200
	30～34才	200	370	200	370
	35～39才	300	460	300	460
	40～44才	470	890	470	890
	45～49才	750	1,500	750	1,500
	50～54才	970	1,810	970	1,810
	55～59才	1,630	2,340	1,630	2,340
	60～64才	2,850	3,270	2,850	3,270
	65～69才	3,520	3,670	3,520	3,670
	70～74才	5,000	4,700	5,000	4,700
	75～79才	5,420	4,850	5,420	4,850
	80～84才	4,170	3,690	4,170	3,690
	85～89才	3,630	3,190	3,630	3,190
控除対象保険料	15～19才	40	80	40	80
	20～24才	50	90	50	90
	25～29才	90	190	90	190
	30～34才	190	360	190	360
	35～39才	290	450	290	450
	40～44才	460	880	460	880
	45～49才	740	1,490	740	1,490
	50～54才	960	1,800	960	1,800
	55～59才	1,620	2,330	1,620	2,330
	60～64才	2,840	3,260	2,840	3,260
	65～69才	3,510	3,660	3,510	3,660
	70～74才	4,990	4,690	4,990	4,690
	75～79才	5,410	4,840	5,410	4,840
	80～84才	4,160	3,680	4,160	3,680
	85～89才	3,620	3,180	3,620	3,180

参考　がん保障（終身型）のご契約後のサービスについて

がん保障（終身型）にご加入されている方がご利用いただけるご契約後のサービス（アフラックのよりそうがん相談サポート）についてのご案内です。

よりそうがん相談サポートはアフラックのすべてのがん保険（責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約）の被保険者様が被保険者様自身のがんに関して利用できるご契約後のサービスです。

ハッピーライフにおいてご利用対象のがん保障（終身型）

・がん保障G型　・がん保障Days　・新がん保障Days　・新がん保障Days1
・がん保障Daysプラス　・新がん保障Daysプラス　・新がん保障Days1プラス

アフラックの よりそうがん相談サポート(*1)

専門知識を持ったアフラックのよりそうがん相談サポーターが
あなたの不安や悩みを傾聴したうえで、適切なサービスをご案内します。

アフラックの よりそうがん相談サポーターとは?

よりそうがん相談サポーターは、がん患者様のご相談サポートの経験がある看護師・社会福祉士等のメンバーで構成された専任のサポートチームです。

こんなときにご利用ください

- 誰に相談すればよいかわからない
- 情報過多で治療選択ができない
- これから先のこと、家族のことが心配で不安になる
- 仕事を続けていけるか不安がある

お一人おひとりによりそい、信頼できる情報やサービスのご案内を通じて、納得のいく治療・療養生活や意思決定を表現できるようご支援いたします。

アフラックのよりそうがん相談サポートの3つの特長

1. お一人おひとりに合わせて信頼できる情報や安心して利用いただけるサービスをご案内し、**お困りごとや疑問の緩和・解消**をサポートします。
2. よりそうがん相談サポーターへの相談は**無料**で、**何度でもご利用**いただけます。
3. よりそうがん相談サポーターへご相談いただくことで、**無料(*2)や優待価格**でご利用いただけるサービスがあります。

サービスの一例

訪問面談サービス	専門医紹介	セカンドオピニオンサービス
就労支援サービス	家事代行サービス	心理カウンセリング

など

(*1)よりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません（ご案内する各種サービスは、Hatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供いたします）。
(*2)無料の範囲を超える場合は、有料となります。
●サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ（https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html）にてご確認ください。
●よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2024年10月現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。

契約概要のご説明

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
※P33～39で記載する「がん保障」は「がん保障・終身型」を指します。

ご契約に際しては、保険契約者様（保険契約を結ばれる方）および被保険者様（保障の対象となる方）ともにご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。
ご契約後も「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」を大切に保管してください。

① 〈新がん保障Days１〉・〈新がん保障Days１プラス〉の保障内容・特長について

保障内容・特長についてはP16「保障内容」、P37「その他のご説明」をご確認ください。

② 商品名称・しくみ・保険期間・契約年令などについて

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年令	ー	商品コード
新がん保障Days1	がん保険〔低・無解約払戻金2018〕	終身	終身	0才～満85才	解約払戻金なしタイプ	F
新がん保障Days1プラス	がん保険〔無解約払戻金2018契約者用〕	終身	終身	0才～満85才	ー	G

●<新がん保障Days１><新がん保障Days１プラス>には、保険契約者に対する貸付制度はありません。
●<新がん保障Days１プラス>は、「対象証券」として指定する<がん保障G型><がん保障Days><新がん保障Days><新がん保障Days１>をご継続いただいている場合に限りご契約いただけます。
●脱退（退職）前に<新がん保障Days１><新がん保障Days１プラス>に特約を付加することはできません。

[参考] 以下商品の新規加入案内は終了。既に加入している方は継続可能。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	契約年令	ー	商品コード
新がん保障Days	がん保険〔低・無解約払戻金2014〕	終身	終身	0才～満85才	解約払戻金なしタイプ	D
新がん保障Daysプラス	がん保険〔無解約払戻金2014契約者用〕	終身	終身	0才～満85才	ー	E
がん保障Days	がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕	終身	終身	0才～満80才	ー	B
がん保障Daysプラス	がん保険〔終身・無解約払戻金型B〕	終身	終身	0才～満80才	ー	C
がん保障G型	新がん保険G型	終身	終身	満3才～満80才	低解約払戻金特則（低解約払戻金割合:30%）	A

●<がん保障G型><がん保障Days><がん保障Daysプラス><新がん保障Days><新がん保障Daysプラス>には、保険契約者に対する貸付制度はありません。
●ご契約後のサービス「アフラックのよりそうがん相談サポート」はアフラックの全てのがん保険（責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約）の被保険者様が被保険者様自身のがんに関して利用できるご契約後のサービスです。このサービスはHatch　Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。
サービスの詳細は、アフラックホームページ（https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html）にてご確認ください。
●脱退（退職）前に、<がん保障G型><がん保障Days><新がん保障Days><がん保障Daysプラス><新がん保障Daysプラス>に特約を付加することはできません。

③ 保障の開始について

●告知と第１回保険料の払込みがともに完了した日からその日を含めて2か月を経過した日の翌日から保障が始まります。
※ただし、告知日から3か月を経過していない場合には、告知日から3か月を経過した日の翌日から保障が始まります。
●給付金などの支払事由については、P37の「ご確認事項」をご確認ください。また、さらに詳細な内容については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

④ ご契約のお引受けについて

●保険契約者と被保険者との続柄は、「本人」または「配偶者」となります。
●お申込みにあたっては、医師による診査は必要ありません。WEB申込画面または加入申請書（兼告知書）に記載されております告知事項に相違がないかをご確認ください。なお、ご健康状態がWEB申込画面または加入申請書（兼告知書）に記載の告知事項と相違している場合には、ご契約をお引受けできません。
●現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
●<新がん保障Days１プラス>の保険契約者と被保険者は、既にご契約の当社所定の「がん保険」（「対象証券」として指定する<がん保障G型><がん保障Days><新がん保障Days><新がん保障Days１>）の保険契約者・被保険者とそれぞれ同一の方となります。
●ご契約の限度については、P16「がんの保障」、P34「契約限度について」をご確認ください。

⑤ 給付金などをお支払いできない場合について

●次の場合、給付金などをお支払いできない場合がありますので、必ずWEB申込画面または加入申請書（兼告知書）に記載されております告知事項をご確認のうえ、お申込みください。
①告知していただいた健康状態などが事実と違っていた場合
②治療以外の目的での入院・通院や、入院・通院の必要がない場合
③医師のもとで治療に専念していない場合
④保障が始まる日より前に「がん（悪性新生物）」と診断確定された場合。保険契約者、被保険者がその事実をご存じない場合も含みます。
なお、保障が始まる日より前に「がん（悪性新生物）」と診断確定された場合はご契約が無効となり、すべての保障がなくなります。
⑤保障が始まる日より前に診断確定された「上皮内新生物」の場合
⑥次のような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき
・「がん（悪性新生物）」「上皮内新生物」の治療を目的としない入院をしたとき（子宮筋腫、子宮ポリープ、大腸ポリープ、皮膚の良性腫瘍等）
・病院・診療所以外の施設（老人保健施設等）で入院をしたとき
・医学的な観点から入院の必要性が認められないとき
●「給付金などをお支払いできない場合」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

⑥ 保険料について

●保険料は、P16の保険料表とWEB申込画面または加入申請書(兼告知書)に印字された金額にてご確認ください。
●保険料は被保険者の性別及び契約日における満年令(1年未満は切捨)により決まります。
●保険料払込期間について
　<新がん保障Days1><新がん保障Days1プラス>は保険料を終身払込みいただきます。
●保険料払込経路は団体取り扱いとなります。
●保険料の払込方法は月払となります。
●団体を脱退されたときは、個別取り扱いへ変更してご継続いただけます。

⑦ 解約払戻金・配当金について

<新がん保障Days1><新がん保障Days1プラス>には解約払戻金・配当金はありません。

契約限度について

〈新がん保障Days1〉
「新がん保障Days1」は、被保険者お1人につき、既にご契約のがん保障(アフラックに個人加入のがん保険を含む)すべてを通算して、入院給付金日額・通院給付金日額それぞれ6万円(契約日における満年令が65才以上の方は4万5千円)、診断給付金額と特定診断給付金額を通算して1,200万円までが限度となります。

〈新がん保障Days1プラス〉
「新がん保障Days1プラス」は、被保険者お1人につき、既にご契約の「がん保障Daysプラス」「新がん保障Daysプラス」「新がん保障Days1プラス」と別表に記載のアフラック個人加入保険の通院給付金日額を通算して2万円まで、かつ既にご契約のがん保障(アフラックに個人加入のがん保険を含む)すべてを通算して通院給付金日額6万円(契約日における満年令が65才以上の方は4万5千円)までが限度となります。

【別表】

対象商品	ご契約者のためのがん保険 *f*(フォルテ)　生きるためのがん保険Daysプラス 新生きるためのがん保険Daysプラス　生きるためのがん保険Days1プラス

お申込みの際にはP35～P36「注意喚起情報」、P37～P39「その他のご説明」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

◎指定代理請求特約について
受取人が被保険者となっている給付金などについては、給付金などを請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が、被保険者に代わって請求できる特約〈指定代理請求特約〉があります。
詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険商品のご案内にあたって

<募集代理店(お問い合わせ先)>
豊通保険パートナーズ株式会社 豊田市寿町7ー66　0120ー82ー0770(無料)

当募集代理店は、44社の保険会社の委託を受けています。
当募集代理店では団体保険制度「ハッピーライフ」の募集に際して、同制度における採用保険会社に基づき、経営方針でご案内する保険会社を以下のとおり定めています。

【ご案内保険会社】ハッピーライフ がん保障:アフラック
【ご 案 内 理 由】2000年より団体(集団)契約を締結し個別に契約するより割安な保険料でご契約いただけるため
※代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。

引受保険会社

アフラック法人第三営業部
〒451ー6029 名古屋市西区牛島町6ー1 名古屋ルーセントタワー29階
【TEL】052ー217ー2455　【URL】https://www.aflac.co.jp/

<契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について>
コールセンター: 0120ー5555ー95　◎受付時間／月曜日～金曜日9:00～18:00 土曜日9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

AF059-2024-0277 12月4日(261204)

注意喚起情報

ご契約に際しては、保険契約者様（保険契約を結ばれる方）および被保険者様（保障の対象となる方）ともにご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。

お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項をまとめています。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
保障開始やお支払いについてなど保険商品ごとの詳細については、「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

① 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

●契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力（※1）に該当する場合又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有している場合には、保険契約のお申し込みはできません。
●保険契約締結後に反社会的勢力（※1）に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。
（※1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しないものを含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
（※2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。
また、契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

② お申込みの撤回または解除について（クーリング・オフ制度）

●ご納得がいかない場合には、お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます）の払込みの日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合は、アフラックオフィシャルホームページにアクセスし、必要項目を入力のうえ、上記の期間内に送信してください。郵便よりお申込みの撤回等をする場合は、書面（ハガキ、便箋）に、お申込みの撤回等の意思を明記し、お申込者などの氏名・フリガナ・住所をご記入のうえ、上記の期間内（8日以内の消印有効）に当社宛てに文書を送付してください。
●この場合に、払込みいただいた金額をお返しします。
●次の場合には、お申込みの撤回等のお取扱いができません。
・当社が指定した医師の診査を受けた場合　・すでに契約したご契約の内容を変更する場合

③ 告知義務について

●被保険者（保障の対象となる方）には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。ご契約に際しては、被保険者の健康状態など「告知書」上で当社がおたずねすることがらについて、被保険者自身が事実をありのままに正確にもれなくご記入（告知）ください。医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。告知をしていただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
●加入申請書（兼告知書）は、保険契約者ご自身で記入し、ご記入内容を十分お確かめのうえで、ご署名・ご押印をお願いします。また、被保険者欄のお名前および告知書は被保険者がご自身で正確にご記入ください。
●生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。
●お客さまの健康状態などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。
●当社の職員または当社で委託した担当者が、ご契約のお申込み後または給付金・保険金・年金などや保険料払込みの免除のご請求の際に、お申込みの内容やご請求の内容などについて確認させていただく場合があります。
●正しく告知いただくことは大変重要です。当社が告知事項で確認した事項と事実とが相違しているにもかかわらず、故意または重大な過失によって、事実と相違がないものとしてWEB申込画面への入力または加入申請書（兼告知書）に押印なさった場合、所定の期間（2年以内）内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。所定の期間（2年以内）を経過していても、給付金・保険金・年金などの支払事由が所定の期間（2年以内）に生じていた場合などには、保険契約を解除することがあります。この場合には、給付金・保険金・年金などの支払事由が生じていても、原則としてこれをお支払いすることはできませんし、保険料の払込みを免除する事由が生じていても、原則として払込みを免除することはできません。解除の際にお支払いする払戻金があれば、保険契約者にお支払いします。
＊上記の場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金・保険金・年金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払込みいただいた保険料はお返しいたしません。
当社では、被保険者の健康状態などに応じた引受対応を行っています。
※健康状態によっては割増しされた保険料でご契約をお引受けする「特別保険料率に関する特則」や当社が指定する特定の疾病を保障しない「特別条件特則」を付加することでご契約をお引受けできる場合があります。※今までに「がん（悪性新生物）」を経験された方は健康状態によっては、「経験者保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増しして、ご契約をお引受けできる場合があります。

④ 保障の開始（責任開始）について

●当社が、ご契約上の保障を開始する時期（日）を、責任開始期（日）といいます。ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合「告知および第1回保険料の払込みがともに完了した時」を責任開始期（日）とし、その時から保障を開始します。ただし、保険種類や特約の内容などによりましては、責任開始期（日）までに待ち期間（保障されない期間）がある場合があります。詳細はP33「契約概要」、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
●当社の生命保険募集人はお客さまと当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

⑤ 給付金・保険金などが支払われない場合について

●次のような場合には給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
・責任開始期（日）より前に「がん（悪性新生物）」「上皮内新生物」と診断された場合（「がん（悪性新生物）」と診断確定された場合には、ご契約は無効（復活の場合は、復活の取扱いの無効）となります。）
・告知内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除された場合
・保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金・保険金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
・給付金・保険金などを詐取する目的で事故をおこしたときや、保険契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
・保険料の払込みがなかったため、ご契約が失効している場合
・記載以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。

⑥ 保険料の払込猶予期間・失効・復活について

●保険料は払込期月内に払込みください。なお、払込期月内の払込みがない場合でも、一定の猶予期間がありますが、払込みがないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。
●効力を失ったご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、あらためて告知をしていただく必要があります。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。

⑦ 解約と解約払戻金について

●生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の給付金・保険金・年金などのお支払いに、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、多くの場合解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。（解約払戻金額は、保険種類、契約年令、性別、保険期間、経過年数、市場金利などによって異なります）
●保険種類によっては解約払戻金がないものがあります。低解約払戻金型・低解約払戻金特則が付加されている保険種類は、解約払戻金がない、または削減されているものがあります。詳細はP34「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

⑧ 新たな保険契約への乗り換えについて

●現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。
・多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特にご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。（「7.解約と解約払戻金について」をご参照ください）
・一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
・新たな保険契約については、あらためて告知（または診査）が必要になります。被保険者の健康状態などによりご契約をお引受けできない場合があります。

⑨ 保険証券などについて

●ご契約をお引受けしますと、「保険証券」または「裏書のお知らせ（承認通知書）」などを保険契約者にお送りいたします。
●「保険証券」などの内容が、お申込みの内容と相違していないかご確認ください。万一、内容が相違していたり、ご不審な点がありました場合には、すぐに当社または募集代理店にご連絡ください。

⑩ 給付金・保険金などのお支払い手続きに関する留意事項について

●お客さまからのご請求に応じて、給付金・保険金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金・保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当社保険金コンタクトセンターまたは担当代理店までご連絡ください。すみやかにお受取りに必要な書類をお送りいたします。請求手続きについては当社ホームページでもご確認いただけます。
●支払事由については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
●当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
●給付金・保険金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますのでご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
●被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別の事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わってご請求いただけます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
●代理請求人があらかじめ指定されている場合には、指定代理請求人に対して、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

⑪ 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合について

●保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約の際にお約束した給付金額、保険金額、年金額などが削減されることがあります。
●当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。その会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約の際の給付金額、保険金額、年金額などが削減されることがあります。詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧いただくか生命保険契約者保護機構にお問い合わせください。

⑫ 個人情報の取扱い（保険契約者および被保険者の皆様へ）

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

⑬ お客さまからの相談・照会・苦情などのご連絡先

●保険に関する相談・照会・苦情などありましたら、P34に記載の当社募集代理店またはアフラックコールセンターでお受けいたします。
● この商品に係る指定紛争解決機関は、（一社）生命保険協会です。
●（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。
また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/）
●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

その他のご説明

ご確認事項

■〈新がん保障Days1〉

	給付金名	お支払事由			お支払限度	ご確認事項	
がん保険［低・無解約払戻金2018］	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき			「がん」「上皮内新生物」それぞれ保険期間を通じ1回限り	「上皮内新生物」の診断給付金額は「がん」の診断給付金額の1/10となります。	
	入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき			支払日数は無制限	①治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院はお支払いの対象になりません。 ②厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院もお支払いの対象となります。 ③同一の日に2回以上入院した場合は、1回分のみ支払います。	
	通院給付金	つぎの1・2のいずれかの通院をしたとき（往診を含む）	1 所定の治療のための通院	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする ・手術　・放射線治療（電磁波温熱療法を含む）　・抗がん剤治療（経口投与を除く）　・ホルモン剤治療（経口投与を除く） のために通院をしたとき	支払日数は無制限	①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に（1）手術料の算定対象（2）輸血料の算定対象（3）放射線治療料の算定対象として列挙されている（1）手術（2）骨髄移植（末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む）（3）放射線治療（血液照射を除く）のための通院がお支払対象となります。 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤、ホルモン剤および治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療のための通院がお支払の対象となります。ただし、経口投与による抗がん剤治療、ホルモン剤治療のための通院はお支払対象となりません。 ②治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、<所定の治療のための通院>に該当した場合はお支払対象となります。	①治療処置を伴わない人間ドック検査や薬の受取りのみの通院はお支払の対象になりません。 ②入院給付金が支払われる日については通院給付金のお支払の対象になりません。 ③同一の日に2回以上通院をした場合、1回分のみお支払します。 ④<所定の治療のための通院><通院期間中の通院>の両方の支払事由に該当した場合、重複支払はありません。
			2 通院期間※中の通院	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする通院をしたとき	通院期間中（365日以内）は日数無制限 ＊通算支払日数に制限はありません。	※「通院期間」とは つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間 ①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療・抗がん剤治療（注）・ホルモン剤治療（注）のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とする入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日 （注）経口投与による通院は除く ◎上皮内新生物も同様となります	

■〈新がん保障Days1プラス〉

	給付金名	お支払事由			お支払限度	ご確認事項	
がん保険［無解約払戻金2018契約者用］	診断給付金	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき			「がん」「上皮内新生物」それぞれ保険期間を通じ1回限り	「上皮内新生物」の診断給付金額は「がん」の診断給付金額の1/10となります。	
	通院給付金	つぎの1・2のいずれかの通院をしたとき（往診を含む）	1 所定の治療のための通院	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする ・手術　・放射線治療（電磁波温熱療法を含む）　・抗がん剤治療（経口投与を除く）　・ホルモン剤治療（経口投与を除く） のために通院をしたとき	支払日数は無制限	①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に（1）手術料の算定対象（2）輸血料の算定対象（3）放射線治療料の算定対象として列挙されている（1）手術（2）骨髄移植（末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む）（3）放射線治療（血液照射を除く）のための通院がお支払対象となります。 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤、ホルモン剤および治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン剤治療のための通院がお支払の対象となります。ただし、経口投与による抗がん剤治療、ホルモン剤治療のための通院はお支払対象となりません。 ②治療を受けた時点で先進医療に該当する治療を目的として通院する場合で、<所定の治療のための通院>に該当した場合はお支払対象となります。	①治療処置を伴わない人間ドック検査や薬の受取りのみの通院はお支払の対象になりません。 ②同一の日に「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院と通院をした場合、通院給付金はお支払の対象になりません。 ③同一の日に2回以上通院をした場合、1回分のみお支払します。 ④<所定の治療のための通院><通院期間中の通院>の両方の支払事由に該当した場合、重複支払はありません。
			2 通院期間※中の通院	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする通院をしたとき	通院期間中（365日以内）は日数無制限 ＊通算支払日数に制限はありません。	※「通院期間」とは つぎの①②③いずれかの起算日からその日を含めて365日以内の期間 ①初めて「がん」と診断確定された日 ②「がん」の治療を目的とする手術・放射線治療・抗がん剤治療（注）・ホルモン剤治療（注）のいずれかを受けた日 ③「がん」の治療を目的とする入院の退院日の翌日 （注）経口投与による通院は除く ◎上皮内新生物も同様となります	

保障内容の詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■新規加入専用の保障

保障内容／型（1口あたり）		新がん保障Days1	新がん保障Days※1（募集終了）	がん保障Days※2（募集終了）	がん保障G型※3（募集終了）
診断給付金（一時金として）	保障額	がんの場合 50万円 上皮内新生物の場合 5万円	左記に同じ		がんの場合 50万円
	お支払事由	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	左記に同じ		初めて「がん」と診断され治療を開始したとき
	お支払限度	「がん」「上皮内新生物」それぞれ1回限り	左記に同じ		保険期間を通じ1回
入院給付金	保障額	1日につき 5千円	左記に同じ		1日につき 1万円
	お支払事由	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として入院したとき	左記に同じ		「がん」によって入院をしたとき
	お支払限度	日数は無制限	左記に同じ		日数は無制限
通院給付金	保障額	1日につき 1万円	左記に同じ		―
	つぎの1・2いずれかの通院をしたとき（往診を含む）1 事由 お支払	所定の治療※4のための通院	左記に同じ		
	1 限度 お支払	日数は無制限	左記に同じ		
	2 事由 お支払	下記ア）～ウ）から365日以内の通院を保障 ア）退院日の翌日 イ）初めて診断確定された日 ウ）所定の治療※4を受けた日	下記ア）から365日以内の通院を保障 ア）退院日の翌日		
	2 限度 お支払	365日以内の通院日数無制限 （通算日数は無制限）※5	左記に同じ※5	365日以内で最高60日まで（通算日数は無制限）※6	
在宅療養給付金	保障額	―			1退院につき 20万円
	お支払事由	―			入院給付金の支払われる継続20日以上の入院の後、在宅療養したとき※9
	お支払限度	―			回数は無制限
死亡保険金	保障額	―			10万円
	お支払事由	―			「がん」を直接の原因として死亡したとき
	お支払限度	―			―
死亡払戻金	保障額	―			10万円
	お支払事由	―			契約日から2年経過した日以降に、「がん」以外の原因で死亡したとき
	お支払限度	―			―

■上乗せ専用の保障

保障内容／型（1口あたり）		新がん保障Days1プラス	新がん保障Daysプラス※7(募集終了)	がん保障Daysプラス※8(募集終了)
診断給付金（一時金として）	保障額	がんの場合 50万円 上皮内新生物の場合 5万円	左記に同じ	
	お支払事由	初めて「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	左記に同じ	
	お支払限度	「がん」「上皮内新生物」それぞれ1回限り	左記に同じ	
通院給付金	保障額	1日につき 1万円	左記に同じ	
	つぎの1・2いずれかの通院をしたとき（往診を含む）1 事由 お支払	所定の治療※4のための通院	左記に同じ	
	1 限度 お支払	日数は無制限	左記に同じ	
	2 事由 お支払	下記ア）～ウ）から365日以内の通院を保障 ア）退院日の翌日 イ）初めて診断確定された日 ウ）所定の治療※4を受けた日	下記ア）から365日以内の通院を保障 ア）退院日の翌日	
	2 限度 お支払	365日以内の通院日数無制限 （通算日数は無制限）※5	左記に同じ※5	365日以内で最高60日まで（通算日数は無制限）※6

※1　<新がん保障Days>2018年4月1日までで新規加入案内は終了。既に加入している方は継続可能。
※2　<がん保障Days>2014年9月21日までで新規加入案内は終了。既に加入している方は継続可能。
※3　<がん保障G型>2011年度までで新規加入案内は終了。既に加入している方は継続可能。
※4　所定の治療とは手術、放射線治療、抗がん剤治療（経口投与を除く）、ホルモン剤治療（経口投与を除く）をいいます。
※5　退院日の翌日以降365日以内に再入院した場合は、すでに発生している通院期間は再入院を開始した日の前日に終了したものとする。なお、再入院後の退院日の翌日以降365日以内の新たな通院期間が発生する。
※6　退院日の翌日以降365日以内に再入院した場合は、すでに発生している通院期間は再入院を開始した日の前日に終了したものとする。なお、再入院後の退院日の翌日以降365日以内の新たな通院期間が発生する。通院期間あたり60日をお支払限度とする。
※7　<新がん保障Daysプラス>2018年4月1日までで新規加入案内は終了。既に加入している方は継続可能。
※8　<がん保障Daysプラス>2014年9月21日までで新規加入案内は終了。既に加入している方は継続可能。
※9　退院日の翌日以後20日以内の期間に死亡または再入院した場合は、20万円－（1万円×在宅療養日数）を、次にお支払いする給付金などから差し引きます。

その他のご説明

「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

この保険の「がん」とは、「悪性新生物」のことをいいます。「上皮内新生物」は一般に浸潤もなく転移の可能性もありません。
※「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の定義および診断確定について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

【「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い(例:子宮頸部)】

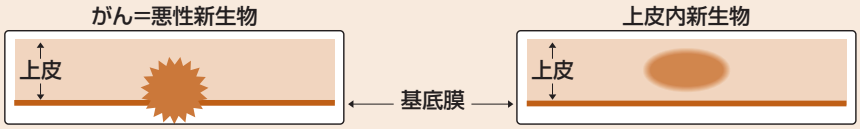

基底膜を越え、「浸潤」している
↓
血管やリンパ管を通じ全身に「転移」する可能性がある

基底膜を越えていない
↓
「浸潤」「転移」の可能性がない

上皮内新生物に含まれるもの	子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、乳腺の非浸潤がん、膀胱の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん、皮膚のボーエン病など
がん・上皮内新生物に含まれないもの(支払対象外)	子宮筋腫などの「良性新生物」、子宮頸部の軽度異形成など

告知事項について

●WEB申込画面または加入申請書(兼告知書)の「告知事項」をご確認のうえお申し込みください。
*告知事項と相違していた場合、契約が解除されたり給付金のお支払いが受けられないことがあります。
*被保険者が、責任開始日以前に「がん」の診断確定を受けている場合には、その事実の知・不知にかかわらず、給付金のお支払いはいたしません。

ご契約後のサービスについて

アフラックのよりそうがん相談サポート

<サービス内容>
被保険者の方やそのご家族に対して、専門の相談員が漠然とした不安や具体的なお悩みを傾聴し、ご相談内容に応じて、お悩みを解決する各種サービスをご案内します。

※詳細については、下記ホームページをご確認ください。
【アフラックホームページ】https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html

<サービスに関する注意事項>
●アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。
●よりそうがん相談サポートで案内する各種サービスは、Hatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供します。
●よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2024年10月現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。
●よりそうがん相談サポートはアフラックすべてのがん保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)の被保険者様が被保険者様自身のがんに関して利用できるご契約後のサービスです。
●よりそうがん相談サポーターへの相談の回答は、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
●よりそうがん相談サポートで案内する各種サービスは、無償で利用できるサービスもありますが、よりそうがん相談サポートの利用条件を満たすがん保険に複数ご加入いただいていても、無償での提供回数は変わりません。
●よりそうがん相談サポートのご利用は、お客様とHatch Healthcare株式会社との間の利用規約(https://cancer-supporter.jp/terms/aflac)に基づきます。

がんと医療に関するサービスについて

がん保障(<がん保障G型><がん保障Days><がん保障Daysプラス><新がん保障Days><新がん保障Daysプラス><新がん保障Days1><新がん保障Days1プラス>)にご加入の方に、がんや医療に関する相談サービスや情報サービスを提供しています。詳しくは以下のURLをご覧ください。(ご加入以外の方でもご利用いただけるサービスもあります。)

【URL】https://www.aflac.co.jp/keiyaku/#service

◎がん保障についての「契約概要」「注意喚起情報」に記載の「会社」「当社」とは引受保険会社アフラックのことを指します。

その他のご説明

※契約概要･注意喚起情報等は別紙「重要事項説明書」をご覧ください。

① ご加入時にご注意いただきたいこと

高度医療保障･自宅療養保障･賠償責任保障･アクティブ保障のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（普通傷害保険、団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
また、高度医療保障･賠償責任保障･アクティブ保障（携行品損害･受託物賠償責任･ホールインワン･アルバトロス費用）につきましては、複数の保険をご契約の場合（他の保険会社とのご契約を含みます。）、実際に発生した費用･賠償責任額･損害額を超えて保険金を受け取ることはできません。

② ご加入後にご注意いただきたいこと

（1）ご加入いただいた後にお届けするご加入内容のお知らせは、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

（2）この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

（3）自動継続の取扱いについて
前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

③ 保険金をお支払いする場合に該当されたとき

事故発生時の注意事項
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店･扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合（ホールインワン･アルバトロスの場合は達成時）に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
介護保障については、保険金請求後に要介護状態から回復することで、「公的介護保険制度を定める法令の規定による要介護認定の取消しを受けた場合」または「この保険契約でお支払いの対象とならない要介護状態区分への変更の認定を受けた場合」も、遅滞なくご連絡ください。

④ 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

〔個人情報の取扱いについて〕

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品･サービスのご案内･ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先･委託先等の商品･サービスのご案内のために利用することがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求･支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
なお団体保険制度を適正に運営するため、団体に保険引受ならびに事故に関する情報を提供することがあります。
詳細は、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）、あいおいニッセイ同和損保ホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）、東京海上日動ホームページ（https://www.tokiomarine-nichido.co.jp）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ハッピーライフは、生命保険と損害保険を組み合わせた保障制度です。
加入情報を一元的に管理し、円滑な運営を行うために、各保障コースへの加入内容すべてについて各引受保険会社および取扱代理店に提供することがあります。

保障の種類	約款名	引受保険会社
病気やケガの保障	普通傷害保険	三井住友海上火災保険株式会社※
親の介護に備える保障	普通傷害保険	三井住友海上火災保険株式会社
身の回りの事故の保障	団体総合生活補償保険（標準型）	三井住友海上火災保険株式会社※
がんの保障 1年更新型（K型）	普通傷害保険	三井住友海上火災保険株式会社
がんの保障 1年更新型（R型）	団体総合生活保険	東京海上日動火災保険株式会社
介護に備える保障	介護補償保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社※

※ 一部共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。詳細は別紙「重要事項説明書」P16をご確認ください。

MEMO

MEMO

お問合わせ先

募集および制度内容については

豊通保険パートナーズ株式会社

●ハッピーライフ担当　連絡先

0120-673-506（無料）

＊受付時間／平日･祝日 9:00～18:00
※募集期間（3/28～5/15）は土曜日も受付しております。
＊土曜日･日曜日およびトヨタカレンダーの長期休暇中は、休業とさせていただきます。

＊海外からの電話やIP電話など、上記電話番号をご利用いただけない場合は0565-27-3506（通話料有料）におかけください。
＊豊通保険パートナーズ（株）ではお客さまからのお問合わせ、ご相談に際して、その内容の確認のため、通話録音をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保険金請求について

■下記①～⑩の保障については、「WEB受付連絡システム」から**24時間365日**事故連絡が可能です（定期メンテナンス時を除く）。

①医療保障
②高度医療保障
③自宅療養保障
④通院保障
⑤ケガ後遺症保障
⑥両親介護保障
⑦がん保障･1年更新型（K型）
⑧アクティブ保障（携行品損害）
⑨アクティブ保障（受託物賠償責任）
（ホールインワン･アルバトロス費用）
⑩賠償責任保障

三井住友海上ハッピーライフ
WEB受付連絡システム

スマートフォンもしくはPCから
アクセスする場合
右記二次元コードもしくは
下記URLからアクセスください。

https://www2.web-ms-ins.jp/tmweb/?p=eb87p

※尚、「WEB受付連絡システム」以外にお電話での事故連絡も可能です。

保障名	連絡先	受付時間
上記①～⑧	三井住友海上ハッピーライフ 保険相談室 **0120-257-811（無料）** 【TEL】0565-27-0544（有料） 【FAX】0565-27-0545	平日 9:00～17:00
上記⑨･⑩	三井住友海上ハッピーライフ 賠償責任･ホールインワン専用ダイヤル **0120-258-575（無料）** 【TEL】052-203-3237（有料） 【FAX】052-223-4138	

■下記⑪～⑭の保障については、お電話で事故連絡ください。

保障名	連絡先	受付時間
⑪死亡（高度障害）保障 ⑫介護保障	豊通保険パートナーズ（株） **0120-673-506（無料）** 【TEL】0565-27-3506（有料）	平日･祝日 9:00～18:00
⑬がん保障･終身型	アフラック生命保険株式会社 **0120-555-877（無料）** 【TEL】0565-27-8982（有料）（※）	月～金 9:00～17:00 （祝日･年末年始を除く）
⑭がん保障･1年更新型（R型）	東京海上日動ハッピーライフ がん保障請求窓口 **0120-789-606（無料）**（※）	平日 9:00～18:00 土日 9:30～ 17:00

※ 海外からの電話やIP電話など無料ダイヤルをご利用いただけない場合には、豊通保険パートナーズ（株） 0565-27-3506（通信料有料）におかけください。

● 万一、保険金や給付金をお支払いする場合に該当されたら、上記の各保障毎の連絡方法等によりご連絡ください。
＊携行品･受託物の盗難事故が発生した場合は、必ず盗難事故として警察に届け出てください。
＊賠償責任の事故が発生し示談交渉をされる場合は、必ず事前に引受保険会社へご連絡のうえ交渉を開始してください。

（2024年12月承認）A24-102932　A24-101615［承認年月:2024年12月］　24TX-004303（2024年12月作成）　日本-団-2024-454-11961-M（R6.12.3）